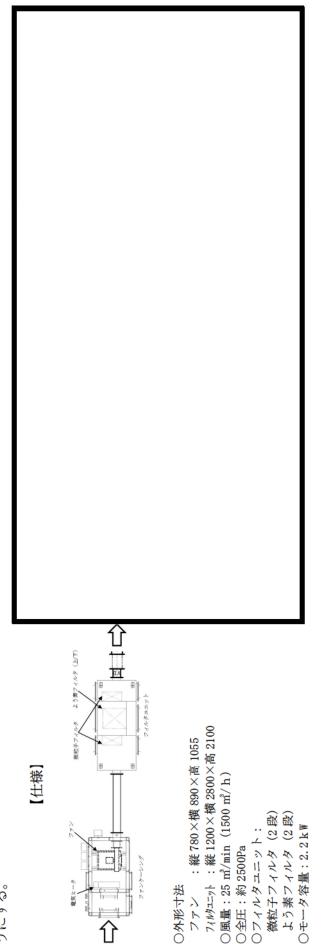
(15) 可搬型空気浄化装置の保管場所

図に可搬型空気浄化装置及び配置場所を示す。

可搬型空気浄化装置のフィルタは高線量になるため,遮蔽機能を有し且つ緊急時対策所から距離を置いた空調上屋に設置して,予備機に切 替が可能なようにする。

緊急時対策所への可搬型空気浄化装置の接続部は平常時から接続できるようにしておき、事故が起こってから仮設にて接続し使用できるよ うにする。



別 1-6-10 可搬型空気浄化装置の保管場所 × 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

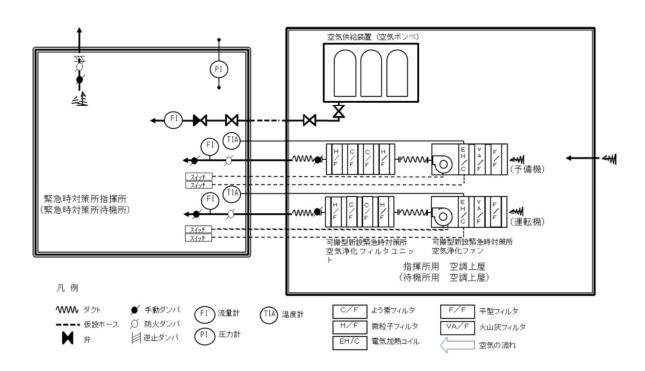
〇外形十法 ファン

(16) 除去効率

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,微粒子フィルタとよう素フィルタを 直列に配列する。除去効率は下表のとおり。

	2 /// - 11 / /// /// //				
名 称			可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット		
種類			微粒子フィルタ	よう素フィルタ	
効率	単体除去効率	%	99.97以上 (0.15μm粒子)	95以上(有機よう素) 99以上(無機よう素)	
	総合除去効率 (フィルタ2段)	%	99.99以上 (0.7μm粒子)	99.75以上(有機よう素) 99.99以上(無機よう素)	

表 別1-6-11 フィルタ除去効率



(注) 上図に示す概略系統は、「緊急時対策所指揮所と指揮所用空調上屋」及び「緊急時対策所待機所と待機所用空調上屋」共に同じ系統構成であるため、共通の図として示している。

図 別1-6-10 緊急時対策所 換気設備概要図

(17) 除去性能及び使用期間

- a. 除去性能は,以下確で認し維持する。
 - ・微粒子フィルタ除去効率:メーカー試験成績書による確認
 - ・よう素フィルタ除去効率:メーカー試験結果及び定期取替
 - ・フィルタ組込時の漏えい率検査結果に基づく除去効率:メーカー試験結果及び定期取替
- b. 格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所への影響量(よう素粒子約1.1mg放射性微粒子約310mg)に対し、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは十分な吸着能力(よう素粒子約120g,放射性微粒子約700g)がある。
- c. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの入口には「平型フィルタ」及び「火山灰フィルタ」を設置していることから、粉塵などの影響により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットが目詰まりすることはない。
- d. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、よう素粒子及び放射性微粒子に対して十分な吸着能力があること、粉塵などの影響によりフィルタの目詰まりはないことから、フィルタの差圧が過度に上昇することはない。
- e. よって、プルーム通過中の使用に加えて、その後の長期間の使用が可能である。

表 別1-6-12 粒子吸着量

	想定放出量	吸着能力
よう素粒子	約1.1mg	約120g/段
放射性微粒子	約310mg	約700g/段

※1:格納容器破損による放射性物質の想定放出量のうち緊急時対策所へ到達する量

※2:可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの吸着能力

(18) フィルタの設置及び管理

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、フィルタユニット自体が放射線源になることを踏まえ、緊急時対策所へ出入りする要員の被ばく防護を考慮した設置位置としている。

また、放射性物質の吸着により線量が上昇した場合は、以下のとおり被ばく低減を図る運用としている。

- ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及びフィルタユニット(以下,換気設備と言う) の設置位置は、遮蔽機能を有する空調上屋内に設置している。
- ・換気設備については、重大事故等の発生やフィルタ差圧等によりフィルタユニットの切替 が必要な場合、全て指揮所及び待機所にて操作可能であり、緊急時対策所を運用するための 屋外における作業は無い。

なお、空調ダクト内を通過する空気は、給気側については可搬型新設緊急時対策所空気浄化 フィルタユニットにより浄化後のものであり、清浄な空気が通過することから緊急時対策所内 で対策要員が活動しても問題のないレベルである。

また、排気側についてもボンベ加圧操作後または可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの 起動後にダンパを開放し排気することから、建屋外に空気が流れるためダクトが線源となることは考えにくい。

【参考】フィルタユニットの切替に伴う判断基準・判断計器について

1. 判断基準

フィルタユニットの待機側への切替えについては、判断基準を「フィルタユニットの性能の低下」としており、フィルタ差圧の上昇等により判断する。

2. 判断計器

フィルタユニットを待機側へ切替える際の判断計器については, 「フィルタの差圧計等」としている。

「フィルタユニットの性能の低下」を判断するものとして、フィルタの差圧計は空調上屋内の 線量状況を踏まえて確認することになるが、緊急時対策所内に設置のフィルタユニットからの給 気流量計の指示値の低下や緊急時対策所内圧力計(外気との差圧)の指示値の低下によっても、 判断可能である。

図 別 1-6-11 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット設置位置 【参考】 フィルタ除去効率の設定について

(1) 微粒子フィルタ

微粒子フィルタのろ材はガラス繊維をシート状にしたもので、エアロゾルを含んだ空気がろ材を通過する際に、エアロゾルがガラス繊維に衝突・接触することにより補集される。 可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタによるエアロゾル除去効率の評価条件として 99.99%を用いている。

a. 温度及び湿度条件について

可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は,発災プラントの3号炉から十分離れており,フィルタの性能が低下するような環境にはならない。

b. 保持容量について

可搬型空気浄化装置微粒子フィルタの保持容量は試験結果より求める。

3号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて緊急時対策所の可搬型空気浄化設備の微粒子フィルタによって補集されるエアロゾル量は、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に定められる核種ごとの放出割合を用い、安定核種も踏まえて、放出された微粒子の3号炉格納容器から緊急時対策所までの大気拡散(希釈効果)を考慮し、全量がフィルタに補集されるものとして評価する。

ただし、緊急時対策所に流入するよう素は全量が可搬型空気浄化装置のフィルタに 補集されるものとして評価する。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。
34 条-別添 1-71

なお、よう素は全て粒子状よう素としている。

結果は下表上段のとおりとなり、可搬型空気浄化装置の微粒子フィルタには、エアロゾルを十分に捕集できる容量があり、評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。

(2)よう素フィルタ

可搬型空気浄化装置のよう素フィルタは粒子状活性炭をトレイに充填したものであり, よう素を含んだ空気がよう素フィルタを通過する際に,活性炭に吸着・除去される。

可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによる有機よう素,無機よう素及び粒子状よう素の除去効率の評価条件は,99.75%,99.99%,99.99%を用いている。

a. 温度及び湿度条件について

可搬型空気浄化装置が稼動する緊急時対策所は,発災プラントの3号炉から十分離れており、フィルタの性能が低下するような環境にはならない。

b. 保持容量について

可搬型空気浄化装置よう素フィルタの吸着容量は試験結果から求める。

3号炉原子炉格納容器から放出され、大気拡散されて3号炉の可搬型空気浄化装置のよう素フィルタによって吸着されるよう素量は、「(1)微粒子フィルタ」と同様の手法で安定核種も踏まえて評価する。

捕集されるよう素は元素状よう素又は有機よう素とし、緊急時対策所に流入する元素状よう素又は有機よう素は全量が可搬型空気浄化装置のよう素フィルタに捕集されるものとして評価する。

結果は下表下段のとおりとなり、3号炉の可搬型空気浄化装置のよう素フィルタには、よう素を十分に吸着できる容量があり、評価期間にわたって必要な除去効率は確保できる。

種類	保持・吸着量	保持・吸着容量
微粒子フィルタ	約310 mg	約700g/段
よう素フィルタ	約1.1 mg	約120g/段

可搬型空気浄化装置の保持・吸着容量

緊急時対策所可搬型空気浄化装置に係る可搬型設備の採用理由について

1. はじめに

緊急時対策所機能に係る設備のうち,可搬型空気浄化装置,空気供給装置,緊急時対策所用発電機は,屋外および空調上屋に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。このうち可搬型空気浄化装置(可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット)については,大型設備であるが,万が一の設備の故障があった場合でも予備品と取り替えるなど柔軟性があるため,当社は可搬型設備とし,緊急時対策所近傍の空調上屋に保管する設計としている。

可搬型空気浄化装置は、可搬、常設に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と常設で構造的な差異はあるものの、その構造に応じた設計を行うことで要求仕様を満足しているため、機能・性能の観点から可搬、常設による差異はないと考える。

本資料は可搬型空気浄化装置の構造,設置許可基準適合性及び可搬型設備の採用理由について整理したものである。

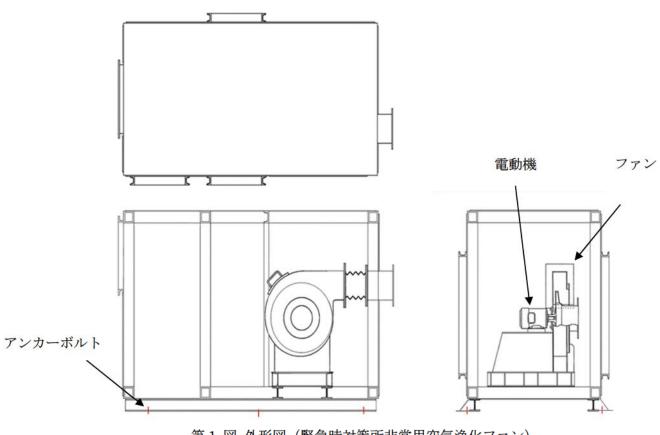
2. 可搬型空気浄化装置の構造について

可搬型空気浄化装置は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン(送風機及び電動機)(以下「ファン」という)及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット(以下「フィルタユニット」という)並びにこれらを固定するアンカーボルトにより構成される。

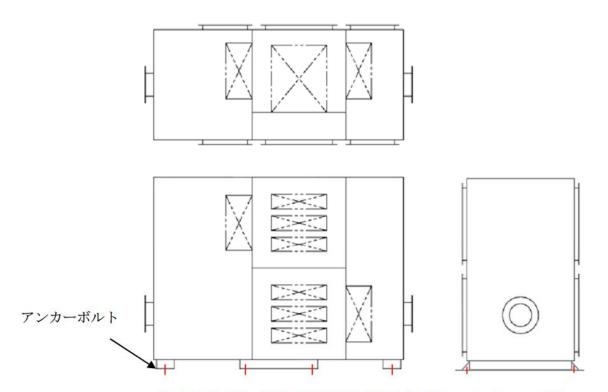
ファン及びフィルタユニットは可搬方式とするため、固定方法として容易に脱着可能なアンカーボルトを採用するものとし、アンカーボルトで機器を床に固定することで耐震機能を有している。また、アンカーボルトを取外すことで、ケーシング一体で取り替えることができる設計としている。(第 $1\sim2$ 図)

ファン及びフィルタユニットは、風雪の影響を受けない空調上屋に保管するが、空調上屋にも換気口があり、環境条件を完全に無視できるわけではないことから機器の主要部材に耐候性に優れるステンレス材を採用し、ファンはケーシングに内蔵する設計とする。ファン及びフィルタユニットは、アンカーボルトを取外し、空気浄化設備運搬用機器を用いて機器の運搬、予備との取替えを行うことが可能である。(第3~4図)

なお、ファン及びフィルタユニットについては、常設機器と同等の構造設計を実施しており、機器の運搬が容易であることを除いて常設機器との差異はない。



第1図 外形図 (緊急時対策所非常用空気浄化ファン)

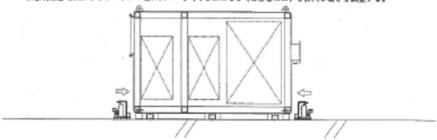


第2図 外形図 (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット)

ファンケーシング機送要領図

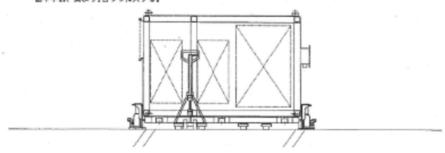
1) 描送準備

油圧ジャッキを4台を準備し、左右2台づつジャッキの爪部分をケーシングベース下へ排入する。 爪部分上部と爪アタッチメントの間にスペーサ(19mmもしくは22mm)を排入し高さを調整する。



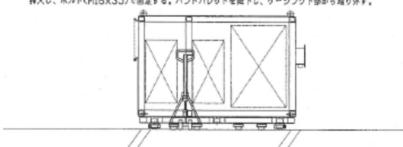
2) リフトアップ

油圧ジャッキ4台で約130mmジャッキアップし、ハンドバレット(L=1400mm)を 図中手前、為より1台づつ挿入する。



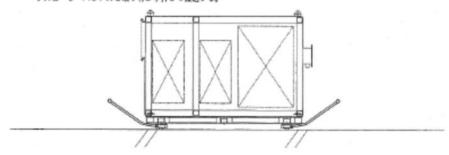
3) チルローラー鉄着

ハンドパレットをリフトアップし、床面にチルローラ装着の推客となる理想物が無い場所へ ファンケーシングを移動する。チルローラーをファンケーシング数针ベースアングル下部に 挿入し、ボルト(M16×35)で固定する。ハンドパレットを除下し、ケーシング下部から取り外す。

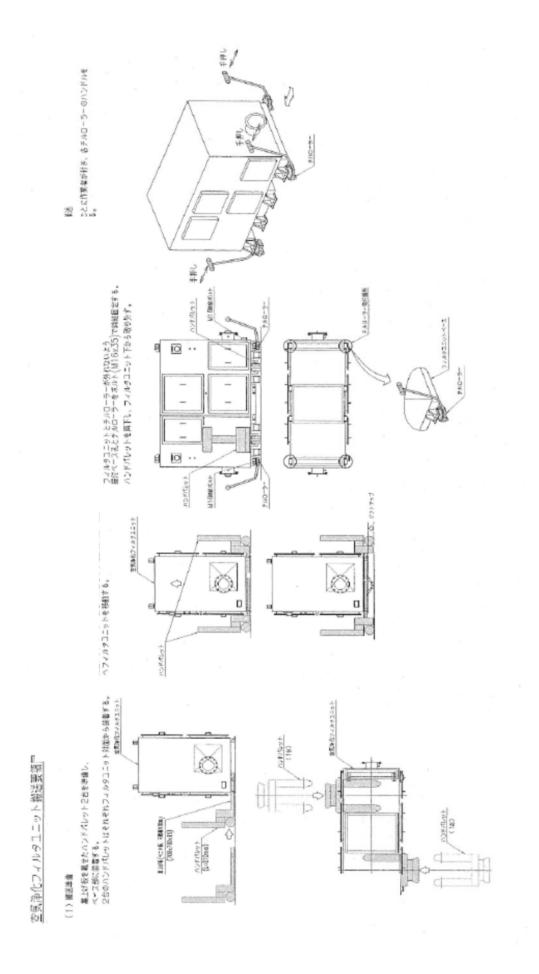


4) ファンケーシング搬送

チルローラーハンドルを取り付け手押しで撤送する。



第3図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング取替手順図



34 条-別添 1-76

3. 可搬型空気浄化装置の設置許可基準適合性について

可搬型空気浄化装置について設置許可基準規則での要求条文は,39 条(耐震),40 条(津波),41 条(火災),43 条(重大事故等対処設備),61 条(緊急時対策所)であり,各条文への適合方針を以下に示す。

(1) 地震(39条)

ファン及びフィルタユニットは,基準地震動Ssによる周辺斜面の崩壊,溢水,火災等の影響を受けない空調上屋に適切に保管する。また,ファン及びフィルタの固定方法について,設計及び評価を行うことで基準地震動Ssによる地震力において必要な機能を保持できる設計とする。

(2) 津波(40条)

ファン及びフィルタユニットを保管するエリアは, 津波の影響を受けない位置であるため, 津波防護対策の必要はない。

(3) 火災(41条)

空調上屋に設置するファン及びフィルタは、不燃材料及び難燃ケーブルを使用することで火災の発生を防止するとともに、機器の固定により地震による火災発生防止のための配慮を行う。また、ファン及びフィルタを設置する空調上屋には火災感知設備を設置し、火災感知設備により火災の感知ができる範囲に保管するとともに、消火設備を設置する。

(4) 重大事故等対処設備(43条)

ファン及びフィルタユニットは、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、空調上屋に保管する設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、指揮所と待機所に故障時及び保守点検時のバックアップ用の2台を含めて合計4台を保管する設計とすることで、重大事故等が発生した場合において、十分に余裕のある容量を有している。また、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、空調上屋に設置するファン及びフィルタユニットは、原子炉建屋から100m以上離隔をとる。(第5図)

(5) 緊急時対策所(61条)

重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。

また,ファン及びフィルタユニットの起動は,事故発生の早い段階で実施できるため, 早期に緊急時対策所の立ち上げが可能である。

1
1
1
1
11
Ē
緊急時対策所機能に係る設備保管場所
¥jim
<u>□</u> K
##
2×
加色
No
孫
Ŵ
\widetilde{go}
***X
72
₩
衣
业
जात
NI.
HE I
X
無

4. 可搬型設備の採用理由について

第1表に可搬型設備と常設設備の比較,第2表に屋内設備,屋外設備の比較を示す。 設備の信頼性及び操作性は,常設設備と比較し大きな差異はないが,可搬型設備は,万一 の故障時に空気浄化設備用運搬用機器を用いて容易に取り替えることができる。

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

		可搬型設備		常設設備	
	評価	理由	評価	理由	
特徴		空気浄化設備運搬用機器		機械基礎に基礎ボルト等で	
	-	により取り出しできる構	-	機器を固定する構造	
		造			
操作性		常設設備との接続が必要		接続等が不要	
		ではあるが,簡便な接続			
	0	規格等(フランジ接続)	0		
		を用いることで容易かつ			
		確実に接続が可能			
故障時の対応		故障時及び保守点検によ		故障時及び保守点検による	
		る待機除外時に予備機を		待機除外時には予備機を1基	
	0	1基設置しているため切	\circ	設置した場合, 切替が可能で	
		替が可能であり, 一体で		あるが,分解点検等が必要と	
		交換できるため早期復旧		なる。早期復旧は可能。	
		することが可能			
総合評価	· ©			©	

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

	屋外設備			屋内設備	
	評価	理由	評価	理由	
特徴	-	機器の主要部材について	-	機器への風雪による影響に	
		屋外環境に耐える設計		ついては考慮不要。	
操作性	0	設置場所にて操作可能	0	設置場所にて操作可能	
故障時の対応	0	故障時にはクレーンやト	0	故障時に分解又は持ち出し	
		ラックがアクセスしやす		のために周囲にスペースを	
		く,分解又は持ち出しが		確保しておく。	
		容易。			
環境条件	0	屋外の環境条件や自然現	0	屋内に設置するため、風雪等	
		象等を考慮する必要があ		の環境条件について考慮不	
		るが、それらに応じた設		要。	
		計を行うことで機能を損			
		なわない設計			
総合評価	0			0	

5. まとめ

空気浄化装置(ファン及びフィルタ)は、可搬・常設に関わらず、要求仕様を満たす設計としており、機能・性能の観点では可搬と常設に差異はない。

重大事故等対策において、万一の故障時の取替え等において柔軟性(予備との一体で交換による早期復旧が可能)があることや、冬季の作業性の観点から屋内可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋内可搬型設備を採用した。

以上

緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて

1. はじめに

緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、緊急時対策所用発電機は、屋外及び空調上屋に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。

上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。

本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。

2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について

緊急時対策所の屋外又は空調上屋の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所内及び屋外 壁面は常設、屋外及び空調上屋は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接 続する設計としている。

可搬型空気浄化装置,空気供給装置,緊急時対策所用発電機の設計方針及び運用を以下に 示す。

(1) 可搬型空気浄化装置

a. 設計方針

空調上屋に保管する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン,可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬ダクトは,容易に交換ができるよう可搬型とし,緊急時対策所空調上屋から緊急時対策所内は常設である恒設ダクトで構成する。

b. 運用

・ 可搬ダクトは,作業員の負担軽減のため,緊急時対策所近傍に保管,設置し, 使用時には,緊急時対策所空調上屋にて恒設ダクトと簡易的に接続する運用 とする。

(2) 空気供給装置

a. 設計方針

・ 空調上屋に設置する空気供給装置(マニホールド等含む)及びホースは、容 易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所内及び空調上屋の貫通部接続 口は常設である恒設配管で構成する。

b. 運用

· 空気供給装置のホースは,緊急時対策所近傍に保管,設置し,使用時に空調 上屋屋外側壁貫通配管接続口および緊急時対策所空気供給配管接続口の貫通 部にて接続する。なお,空調上屋屋外側壁貫通配管接続口および緊急時対策 所空気供給配管接続口に接続する可搬ホース以外のホースについては,常時 接続した状態とする。

(3) 緊急時対策所用発電機

a. 設計方針

· 屋外に保管する緊急時対策所用発電機は、容易に交換できるよう可搬型とする。

b. 運用

- · 緊急時対策所用発電機のケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使 用時に接続する。
- ・ ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とし、使用時には緊急時 対策所用発電機側を端子台にて接続する。

各設備の接続方法を第1表,接続箇所を第1図に示す。

可機型新設緊急時対策所 空気浄化ファン | 緊急時対策所 指揮所空調上屋 空気供給装置 (保管場所・設置場所) 可機型新設緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット **6**00 接続方法 Ф 9 9 9 緊急時対策所 指揮所 フランジ接続 コネクタ接続 カプラ接続 端子接続 空気浄化設備 (ダクト) 緊急時対策所用発電機 (保管・設置場所) 種類 ケーブル ケーブル X7 Y オーメ 緊急時対策所 待機所 恒設 緊急時対策所用発電機 可搬型空気浄化設備 凡例 ଡ଼ଢ଼⋷⋷⋷⋷୕ଵଵ 空気供給装置 9 設備 可機型新設緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット 000 ф ф ・空気供給装置 (保管場所・設置場所) / 緊急時対策所 待機所空調上屋 可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン

第1表 緊急時対策所の可搬型重大事故等対処設備の接続方法

第1図 緊急時対策所の可搬型重大事故等対処設備の接続箇所

空気浄化設備 (ケーブル) 空気供給装置 (ホース)

発電機 (ケーブル)

接続箇所

- 可搬

3. 設置変更許可申請書の整理

設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。

第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理

記載個所	記載内容
設置許可基	(緊急時対策所)
準規則	第三十四条
	工場等には,一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が
	発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の
	場所に設けなければならない。(以下略)
	第六十一条
	第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は, 重大事故等が発生し
	た場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられ
	るよう、次に掲げるものでなければならない。
	一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることが
	できるよう、適切な措置を講じたものであること。
	二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう, 重大事故等に
	対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。
	三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡
	を行うために必要な設備を設けたものであること。
	(重大事故等対処設備)
	第四十三条1項一号
	想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他
	の使用条件において,重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮
	するものであること。
	第四十三条 2 項三号
	常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全
	機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう,適切な措置を講じた
	ものであること。
	第四十三条 3 項五号
	地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテ
	ロリズムによる影響,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置
	その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に
	保管すること。

記載内容
【本文】
ロ. 発電用原子炉施設の一般構造
(3) その他の主要な構造
a.設計基準対象施設
(ac) 緊急時対策所(P.59~)
原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発
生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を中央制御室以外の場所
<u>に設置する。</u>
緊急時対策所は,重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処
するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう,適切な措置
を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡を
する必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに,
重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。
b.重大事故等対処施設(原子炉制御室,監視測定設備,緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a.設計基準対象施設に記載) (c)重大事故等対処設備 (c-1)多様性,位置的分散、悪影響防止等 (c-1-1) 多様性,位置的分散 (c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備(p.67) 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。 (c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備(p.69~) 重大事故防止設備のうち可搬型のもの(以下,「可搬型重大事故防止設備」という。)は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。
_

記載個所	記載内容
設置変更許	(c-3)環境条件
可申請書	(c-3-1) 環境条件 (p.81)
	中央制御室内,原子炉建屋内,原子炉補助建屋内,ディーゼル発電機建屋内,
	燃料取扱棟内,循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の
	重大事故等対処設備は,重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を
	考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうこと
	のない設計とするとともに,可搬型重大事故等対処設備については,必要に
	より当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。
	ヌ.その他発電用原子炉の附属設備の構造及び設備
	(3)その他の主要な事項
	(vi) 緊急時対策所(p.241)
	緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に
	機能喪失しないよう,中央制御室に対して独立性を有する設計とするととも
	に、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。
	【添付資料八】
	1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針
	1.1.10.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等
	(1) 多様性,位置的分散(p.8-1-17)
	a.常設重大事故等対処設備
	常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の
	冷却機能若しくは注水機能を有する設備(以下「設計基準事故対処設備等」
	という。)の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがな
	いよう, 可能な限り多様性, 独立性, 位置的分散を考慮して適切な措置を講
	じる設計とする。
	b. 可搬型重大事故等対処設備(p.8-1-20)
	可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防
	上設備の機能と,共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよ
	う、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる
	<u>設計とする。</u>

記載個所	記載内容
設置変更許	1.1.10.3 環境条件等
可申請書	(1) 環境条件(p.8-1-31)
	中央制御室内,原子炉建屋内,原子炉補助建屋内,ディーゼル発電機建屋
	内, 燃料取扱棟内, 循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内 (空調上屋含む)
	の重大事故等対処設備は,重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件
	を考慮した設計とする。
	また, 地震による荷重を考慮して, 機能を損なうことのない設計とするとと
	もに,可搬型重大事故等対処設備については,必要により当該設備の落下防
	止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。
	10.その他発電用原子炉の附属施設
	10.9.緊急時対策所
	10.9.2.2 設計方針(p.8-10-87~)
	緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に
	機能喪失しないよう,中央制御室に対して独立性を有する設計とするととも
	<u>に,中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</u>
	 10.9.2.2.1 多様性,多重性,独立性及び位置的分散(p.8-10-93~)
	基本方針については,「1.1.10.1 多様性,位置的分散,悪影響防止等」
	に示す。
	1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -
	に換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を
	緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対し
	て独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。
	緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は,中央制御室とは離れた位置の
	屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空
	気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散
	して保管することで、位置的分散を図る設計とする。
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは, 1 台で指揮所又は待機所をそ
	れぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台,合計4台を保管す
	ることで多重性を持つ設計とする。

記載個所	記載内容
設置変更許	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,1基で指揮所又は
可申請書	待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2基,合計4
	基を保管することで多重性を持つ設計とする。
	緊急時対策所用発電機は,1台で指揮所,待機所それぞれに給電するため
	に必要な容量を有するものを予備も含めて8台保管することで多重性を図
	る設計とする。
	10.9.2.2.4 環境条件等(p.8-10-97~)
	基本方針については,「1.1.10.3 環境条件等」に示す。
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは,空調上屋内に保管及び設置す
	るため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする
	<u>。</u> 操作は設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは,空調上屋内に保管
	及び設置するため、 <u>重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した</u>
	<u>設計とする。</u> 操作は設置場所で可能な設計とする。
	空気供給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、 <u>重大事故等時にお</u>
	ける空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な
	設計とする。
	緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、 <u>重大事故等時にお</u>
	<u>ける屋外の環境条件を考慮した設計とする。</u> 操作は設置場所で可能な設計と
	する。

4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について

設置変更許可申請において、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の 防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピット の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事 故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基 準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等 対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管することとしている。

上記を踏まえて、緊急時対策所に係る設備は、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。

また,屋外及び空調上屋に設置する緊急時対策所の設備は,屋外及び空調上屋の環境条件 を考慮した設計としており、その設計内容を第3表に示す。

屋外に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重、竜巻による風荷重等に対して、位置的分散を考慮した保管または当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。

空調上屋に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重等に対して、当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。

第3表 泊3号機 重大事故対処設備の位置的分散に係る具体的な設計内容(61条)

屋外重大事故等対処設備	設備詳細	常設/可搬	設備の持つ機能 (関連条文)	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	同じ機能を有する 重大事故等対処設備	位置的分散に係る設計内容
# % B 12 44 14 45	発電機	可搬		4	①なし (複数配備)	・原子炉建屋から、100m以上の離隔距離を確保する
※ 応昂 凶 汝 灯 田 光 电 飯	ケーブル	報	UTT世文派馬源 (01条)	7.80		・電源車同士で100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管。
	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	可搬				
可搬型空気浄化装置	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット	可搬	①居住性の確保 (61条)	072 L	①なし(複数配備)	・原子が建屋から、100m以上の離隔距離確保をした保管場所を定めて保管。 ・第四上屋内に乗り所しためにアンカー等で固定しているため、 山帯空に、って指揮はイン、構作に指されます。
	ダクト	常設/可搬				心展寺によらは影はなく、欧郎は似なんだがら
	ケーブル	影響				
	空気供給装置	可搬				・原子炉建屋から、100m以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管。
空気供給装置	ホース	可搬	①居住性の確保 (61条)	①なし	①なし	・空調上屋内に転倒防止のためにアンカー等で固定しているため、 地震等による損傷はなく、機能は損なわれない。
	恒設配管	海器				

		0
		#U
		公開、
		00
		## 1
		7屬
		青報
		機 密
		谷は
		tの内
		や囲み
		Ш
		Ц

5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討

緊急時対策所に係る設備のうち,可搬型空気浄化装置の常時接続に係る影響等を以下の通り検討した。

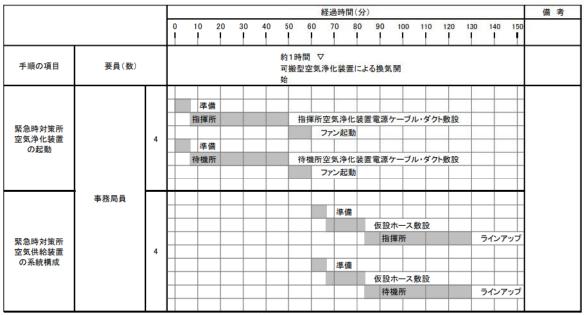
(1) 可搬ダクト・ホース

・ 常時接続により接続箇所が万が一損傷した場合,取替えに要する時間が必要となり, 作業時間が大幅に増加する恐れがある。

よって可搬ダクト・ホースを切り離し、その他可搬型設備同士は接続状態で保管することとする。

(2) ケーブル

・ 緊急時対策所用発電機側は,重大事故等時に敷設しているケーブルを端子台に接続する計画であるが,端子部は,常時接続状態にした場合,ケーブル等が屋外環境により 劣化し,絶縁低下等が起こるリスクがある。



第2図 緊急時対策所空気浄化装置タイムチャート

6. まとめ

可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管することとしている。

また、5.のとおり、可搬設備の常時接続は、万が一接続箇所が損傷した場合、取替えに要する時間が必要となり、作業時間が大幅に増加する恐れがある。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。

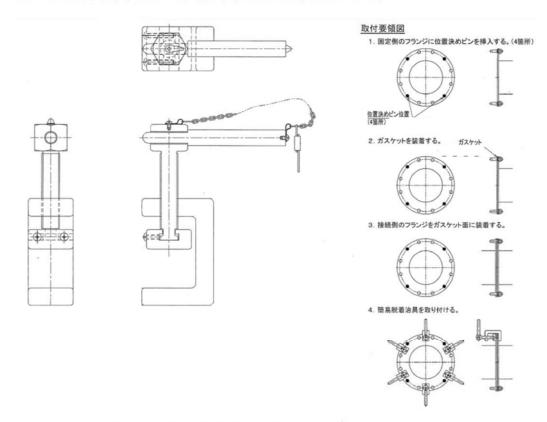
なお,作業員の負担軽減のため,ダクト,ケーブル等は可能な限り使用場所に保管,敷設し,使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。(添付資料)

以上

添付資料

可搬設備の接続箇所概要

可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図に示す。



第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部

7. チェンジングエリアについて

(1) チェンジングエリアの基本的考え方

チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項(緊急時対策所)及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項(緊急時対策所)に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。

(「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第 76 条第 1 項 (緊急時対策所) 抜粋)

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

(2) チェンジングエリア設置概要

チェンジングエリアは,緊急時対策所(指揮所)及び緊急時対策所(待機所)に設置する。 概要は次表のとおりである。

	4、加111 /	TO O O O O O O O O O O O O O O O O O O
	項目	理由
	○チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した
設営	・緊急時対策所(指揮所)	ような状況下において,緊急時対策所への汚染の持
場所	・緊急時対策所 (待機所)	ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の
		着替え等を行うための区画を設ける
設営	コンクリート造の区画された部屋	緊急時対策所のコンクリート造の遮蔽壁に囲まれ
形式		た区画を採用する。
	平常時から設置	平常時から設置しておくことにより、事故発生後
		の状況下における設置作業を無くすことができると
⇒几兴		共に,事故発生後に直ぐに使用が可能となる。
設営 時期		また、事故時の高ストレス下における設営作業や
吁朔		多数の作業員が設営を待っている中で設営をすると
		いった状況下での対応を回避することが可能であ
		る。

表 別1-7-1 チェンジングエリアの概要

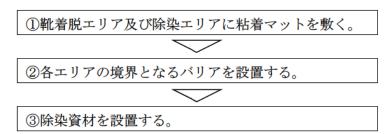
(3) 設営 (考え方, 資機材)

a. 考え方

緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため、事故発生等に備え緊急時対策 所内にチェンジングエリアを平常時から設置しておく。

チェンジングエリアを平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業を無くすことで、事故発生後早急な対応が可能になるとともに、2重扉により居住エリアへの放射性物質の流入を防止する設計としている。

また,チェンジングエリア混雑時の被ばくを低減させるため,空調上屋の一部に待機スペースを設置し,被ばくの低減を図る設計としている。



b. チェンジングエリア設営用資機材

チェンジングエリア設営用資機材については、使用開始後のチェンジングエリアの補修 や汚染によるシートの張替え等も想定して表 別1-7-2のとおりとする。

品名	単位	数量	考え方
グリーンハウス	個	2	1 個/建屋×2 建屋
養生シート (透明・ピンク・黄)	本	6	各色1本/建屋×2建屋
バリア (600・750・900mm)	枚	6	各サイズ 1 枚/建屋×2 建屋
作業用テープ(緑)	巻	20	10 巻/建屋×2 建屋
養生テープ(ピンク)	巻	40	20 巻/建屋×2 建屋
透明ロール袋(大)	本	20	10 本/建屋×2 建屋
粘着マット	枚	20	10 枚/建屋×2 建屋
線量管理用テーブル	台	2	1 台/建屋×2 建屋
ウェットティッシュ	個	290	指揮所:60名×2個+余裕 待機所:60名×2個+余裕
ウエス	箱	2	1 箱(24 束)/建屋×2 建屋
シャワー室 簡易シャワー	個 個	2	1 個/建屋×2 建屋
除染キット	セット	2	1 セット/建屋×1 建屋

表 別1-7-2 チェンジングエリア設営用資機材

(4) 運用(出入管理,脱衣,身体サーベイ,除染,着衣,汚染管理,廃棄物管理,環境管理)

a. 出入管理

チェンジングエリアは、緊急時対策所外で作業した現場作業要員等(以下,「要員」という。)が緊急時対策所に入室する,または緊急時対策所内から緊急時対策所外へ退室する場合に使用する。

緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから,緊急時対策所 外で作業する要員は緊急時対策所内で防護具類を着用し活動することになる。

緊急時対策所外での作業中に要員が着用している防護具類に放射性物質が付着する可能性があるためチェンジングエリアを設置するが、チェンジングエリアのレイアウトは要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図 別 1-7-1 のとおり 4 分割した次のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。

①靴着脱エリア

緊急時対策所外で使用した靴を脱ぐ、または緊急時対策所外へ退室する場合に靴を履く エリア

②脱衣エリア

防護具類を適切な順番で脱衣するエリア

③スクリーニングエリア

防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い, 汚染が確認されなければ緊急時対策所 内へ入室するエリア

④除染エリア

スクリーニングエリアで要員の身体に汚染が確認された場合に除染を行うエリア

また,緊急時対策所外で作業した要員に付着した放射性物質が防護具類を着用していない要員に接触等により移行しないよう緊急時対策所外へ退室する要員は,緊急時対策所内で防護具類を着用し,チェンジングエリアを経由して緊急時対策所外へ退室する動線とする。

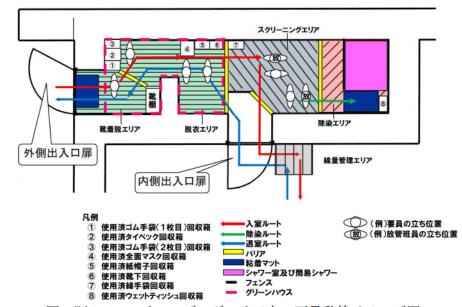


図 別 1-7-1 チェンジングエリア内の要員動線イメージ図

チェンジングエリアの具体的運用は以下のとおりである。

なお、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう定期的な教育・訓練を行い、 入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。

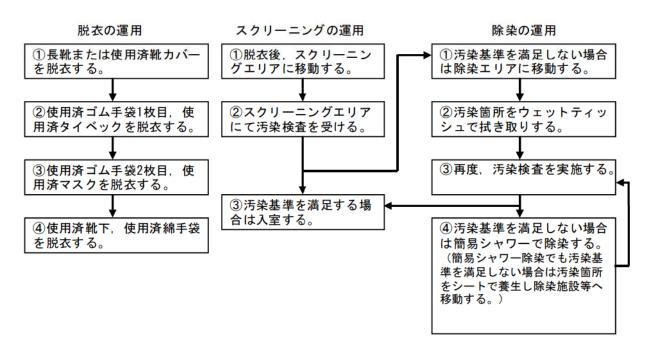


図 別1-7-2 緊急時対策所チェンジングエリア運用基本フロー図

b. 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は次のとおりである。 要員等の防護具類の脱衣場所はチェンジングエリア内の脱衣エリアとする。

- ・チェンジングエリアにおいて脱衣エリア手前で長靴または使用済靴カバーを脱衣し, 使用済ゴム手袋1枚目を外す。
- ・脱衣エリアでは使用済タイベック,使用済ゴム手袋2枚目,使用済マスク,使用済汚染区域用靴下,使用済綿手袋を脱衣する。

なお,脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから,放管班員が要 員の防護具類の脱衣状況について,適宜監視し,指導,助言をする。

c. 身体サーベイ

チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は次のとおりである。

- ・脱衣後,スクリーニングエリアに移動する。
- ・スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。
- ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、 除染エリアに移動する。

なお, 放管班員以外でも汚染検査ができるように手順の図解を掲示し, 放管班員が汚染 検査状況について, 適宜監視し, 指導, 助言をする。

d. 除边

チェンジングエリアにおける除染手順は次のとおりである。

- ・身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。
- ・汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。(必要に応じて水のいらないシャンプ 一等を使用する。)
- ・スクリーニングエリアにて再度汚染検査を実施する。
- 汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワー除染でも汚染 基準を満足しない場合は、汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。)

e. 着衣

緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は次のとおりである。 要員等の防護具類の着衣場所は緊急時対策所内とする。

・緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて綿手袋、汚染区域用靴下、マスク、 ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。

また、緊急時対策所の外側がプルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下 においては、防護衣(タイベック)等を二重に着用するなど汚染の持ち込み防止のための 対策を取ることとしている。

f . 汚染管理

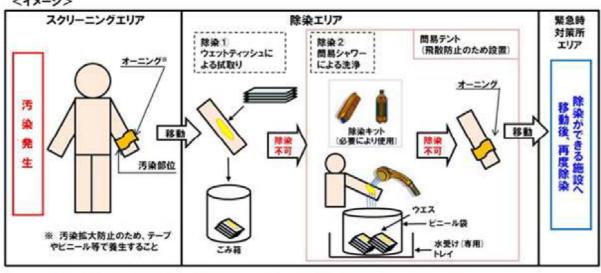
前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェンジン グエリアを設けている。スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スク リーニングエリアに隣接した「除染エリア」で要員の除染を行う。

要員の除染は、ウェットティッシュによる拭き取りにて除染を行うことを基本とするが、 拭き取りにて除染ができない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡 易シャワーを設置するとともに、除染キット(中性洗剤、ハンドブラシ)についても配備 し必要により使用する。

また、水洗除染時における飛散防止のための簡易テント及び除染による廃水を受ける容 器(専用トレイ)についても設置する。(図 別1-7-3参照)

なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水は、ウエスに染み込ませることで放射性廃 棄物として廃棄する。

<イメージ>



g. 廃棄物**箇**理別 1-7-3 身体汚染発生時における除染対応イメージ図 緊急時対策所外で作業した要員が着用した防護具類は,チェンジングエリア内で廃棄す る。

これらの放射性廃棄物については、チェンジングエリア内に留め置くと環境線量当量率 の上昇、または放射性物質による汚染の拡大へつながる要因となることから、適宜緊急時 対策所外へ持ち出しチェンジングエリア内の汚染拡大防止を図る。

h. 環境管理

放管班員は、緊急時対策所内において電離箱サーベイメータによる線量当量率の測定、 GM 汚染サーベイメータによる表面汚染密度及び空気中放射性物質濃度の測定を定期的(1回/日以上)に行い、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。

また,必要に応じて防護具類の着用や除染等の対応を行う。

プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には,表面汚染密度,線量当量率及び空気中放射性物質濃度等の測定を実施する。

(5) チェンジングエリアに係る補足事項

a. チェンジングエリアにおける汚染空気の流入防止

緊急時対策所のチェンジングエリアには外側及び内側の2箇所の出入口扉を気密扉として設置し、緊急時対策所内への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の換気設備で緊急時対策所内を正圧に維持することにより、出入口の扉を開放した場合においても外部からの放射性物質の流入を防止する設計としている。また、緊急時対策所内の正圧維持のため、2箇所の出入口扉が同時に開放されないようにするとともに、プルーム通過中については2箇所の出入口扉を閉止し、原則として要員の出入りを行わない運用とする。

また、要員が緊急時対策所への入退室のため気密扉を開放する際に気密扉の 2 箇所同時開放を防止するため、各気密扉に設置されたライトの点灯及び警報音により、他の要員に対し気密扉の開閉状況を確認してから開放できるよう気密扉開閉表示装置を設置する。(図別1-7-4 参照)

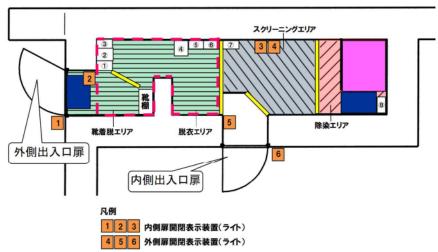
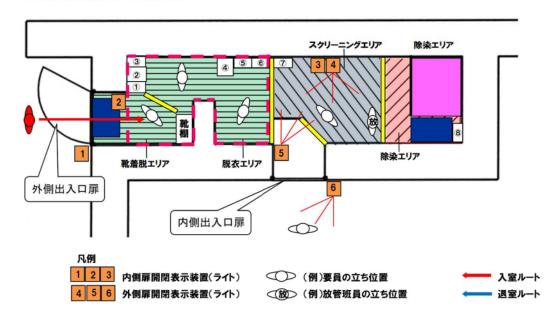


図 別1-7-4 気密扉開閉表示装置設置イメージ図

(パターン1) 屋外から靴着脱エリアに入室する場合における装置の動作

屋外より外側出入口扉(屋外側)を開放すると、表示装置 4, 5, 6 が点灯すると共に警報音が吹鳴し、内側出入口扉(スクリーニングエリア・緊急時対策所エリア側)付近の要員に対し扉開放禁止を促す。



(パターン2) 緊急時対策所エリアからスクリーニングエリアに退室する場合における装置の動作 緊急時対策所エリアより内側出入口扉(緊急時対策所エリア側)を開放すると,表示装置1, 2,3 が点灯すると共に警報音が吹鳴し,外側出入口扉(屋外・靴着脱エリア側)付近及び スクリーニングエリアにいる要員に対し扉開放禁止を促す。

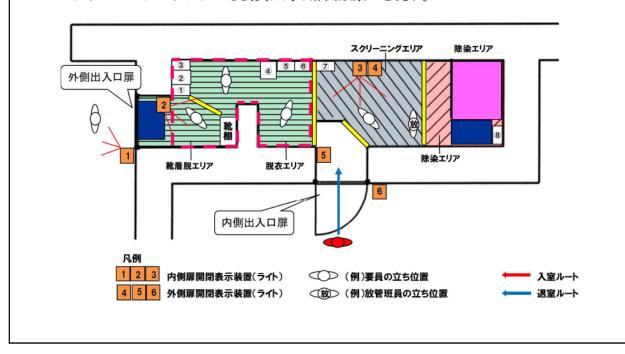


図 別1-7-5 気密扉開閉表示装置の動作イメージ図 (1/2)

(パターン3) 靴着脱エリアから屋外に退室する場合における装置の動作

靴着脱エリアより外側出入口扉(靴着脱エリア側)を開放すると、表示装置 4, 5, 6 が点灯すると共に警報音が吹鳴し、内側出入口扉(スクリーニングエリア・緊急時対策所エリア側)付近にいる要員に対し扉開放禁止を促す。



(パターン4)スクリーニングエリアから緊急時対策所エリアに入室する場合における装置の動作スクリーニングエリアより内側出入口扉(スクリーニングエリア側)を開放すると、表示装置1,2,3が点灯すると共に警報音が吹鳴し、外側出入口扉(屋外・靴着脱エリア側)付近及びスクリーニングエリアにいる要員に対し扉開放禁止を促す。

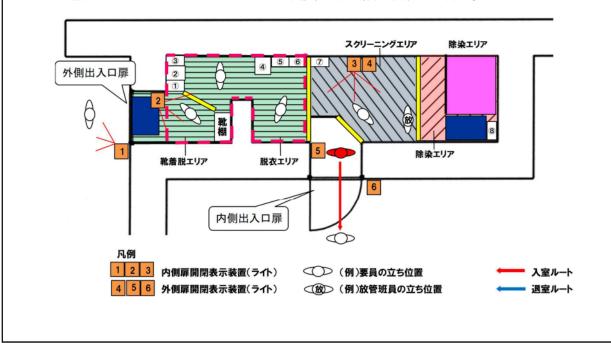
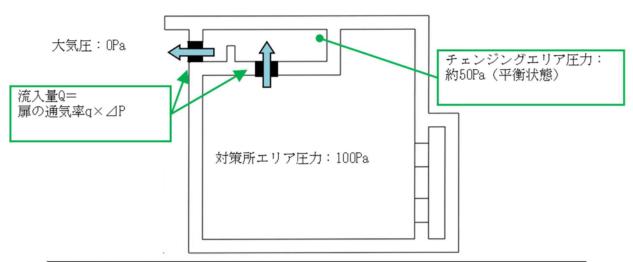


図 別1-7-5 気密扉開閉表示装置の動作イメージ図 (2/2)

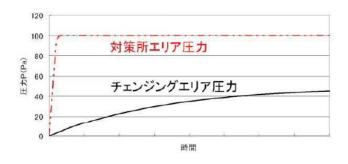
緊急時対策所の出入口扉は、気密性を有する扉を設置することから、扉閉止時の通気量は極少量に抑えられるが、対策所エリアからの流出空気でチェンジングエリアは加圧されることとなる。

扉隙間からの流出量は扉両側の差圧に比例するため、仮に、チェンジングエリア両側の扉の気密性が同一と仮定すれば、2箇所の扉の流出量Qが同一となる平衡状態では、対策所エリアと外気のほぼ半分の圧力に維持されることとなる。

また, 扉を開けた場合でも, 対策所エリア内が正圧に維持されているため, 外側に向かって空気が流れ出て, チェンジングエリアへの放射性物質の持込みは最少に維持されると考える。



仮に、緊急時対策所内の圧力を大気圧の状態として、出入口扉を閉止し、対策所エリア を加圧した場合のチェンジングエリアの圧力は、以下の様な挙動を示す。



b. スクリーニング管理基準

防護具類の脱着の運用を踏まえ、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目 的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。

チェンジングエリアの汚染管理基準は表 別 1-7-3 のとおり法令に定める表面汚染密度 限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面密度限度 40 Bq/cm²)の 1/10 である 4 Bq/cm²とする。

	2 772 10 7 1		いりのし水の日本盃十
	状況	汚染の管理基準**1	根拠等
状況①	屋外(発電所構内全般) へ少量 の放射性物質が漏えい又は放 出されるような原子力災害時	1,300 cpm (4 Bq/cm ²)	法令に定める表面汚染密度限度 (アルファ 線を放出しない放射性同位元素の表面汚染 密度限度:40 Bq/cm²) の1/10
状況	大規模プルームが放出される	40,000 cpm ^{*2} (120 Bq/cm ²)	原子力災害対策指針における OIL4**4 を準拠
状況②	ような原子力災害時	13,000 cpm ^{**3} (40 Bq/cm ²)	原子力災害対策指針における OIL4**4 【1ヶ月後の値】を準拠

表 別1-7-3 チェンジングエリア内における汚染の管理基準

※1:計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所の RC

に留意する必要がある。

※2:BGの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として設定。 (13,000×3≒40,000)

 $%3:40~Bq/cm^2$ (放射性ョウ素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100~mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面汚染密度)

例: Co-60で100cm²にわたり汚染していた場合, 30cm離れた者は約 0.02μ Sv/hで被ばくする。

※4: OIL4は参考1参照。

【参考1】運用上の介入レベル(OIL4)について

- ●原子力災害対策指針(令和3年7月21日一部改正)より抜粋
- 「運用上の介入レベル」 (Operational Intervention Level)
- 「原子力災害対策指針」において設定された避難等の防護措置の実施を判断する基準
- ・ 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等を原則計測可能な値で表される

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL4	不注意な経口摂取,皮膚汚	β線: 40,000 cpm ^{※1}	避難又は一時移転の基準
	染からの外部被ばくを防止	(皮膚から数cmでの検出器の計数率)	に基づいて避難等した避
	するため、除染を講ずるた		難者等に避難退域時検査
	めの基準	β線:13,000 cpm ^{*2} 【1ヵ月後の値】	を実施して,基準を超え
		(皮膚から数cmでの検出器の計数率)	る際は迅速に簡易除染等
			を実施。

※1: 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※2:※1と同様,表面汚染密度は40 Bq/cm²相当となり,計測器の仕様が異なる場合には,計数率の換算が必要である。

c. チェンジングエリアの維持管理

防護具類に付着した放射性物質により、付近のバックグラウンド(以下、「BG」という。) が上昇すると、チェンジングエリア内において正確な身体サーベイが実施できない。

このため、測定時にはあらかじめ付近のBGを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的に実施する。

- ・チェンジングエリア内の汚染管理
- スクリーニング及び除染エリアの汚染管理を定期的に実施し,汚染が確認された場合は,速やかにシートの張り替え等を行う。
- ・廃棄物の管理 防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜緊急時対策所外へ搬出する。
- ・汚染区域用靴のサーベイ等 1回/日以上の頻度で、汚染区域用靴のサーベイを実施し、必要により除染等の対応を 行う。また、粘着マットは定期的に取替えを行う。
- ・グリーンハウスの外観点検【壁面への放射性物質の付着防止】 1回/日以上の頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を 行う。

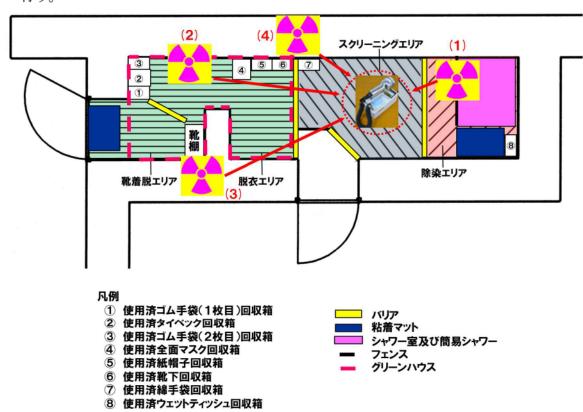


図 別 1-7-6 チェンジングエリア内の BG 上昇の主な要因

d. 周辺状況が高線量当量率の場合

周辺状況が図 別 1-7-7 に示す主な要因により高線量当量率となった場合,チェンジングエリア内のBG が上昇し,前述の「汚染の管理基準」を確認できない場合は,次の対応を行うこととする。

- ① 使用済防護具類の緊急時対策所外への搬出間隔の短縮, 廃棄物集荷場所の遠方への移動など
- ②緊急時対策所周辺における地表面等の放射性物質の除去(高圧洗浄機による除染,仮設 遮へいの設置等)
- ③ 車両の立入 (駐車) 制限区域の設定

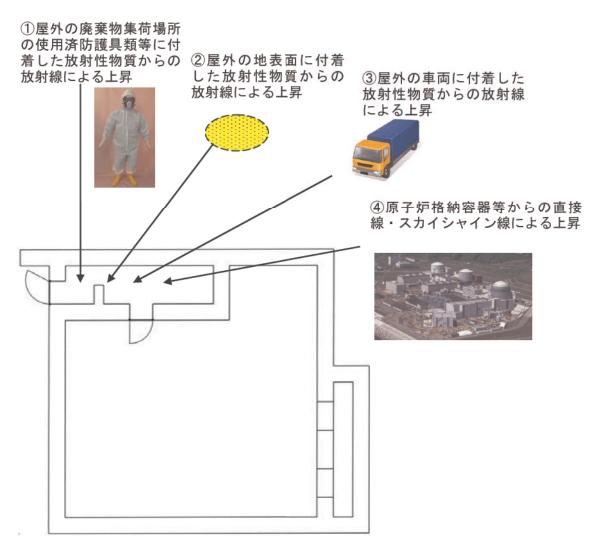


図 別 1-7-7 チェンジングエリア内 BG 上昇要因イメージ図

e. 緊急時対策所近傍におけるホットスポットへの対処

重大事故時にプルームが放出され、緊急時対策所上空を通過した以降、要員は屋外での作業を実施するが、プルーム通過後はチェンジングエリア及び待機エリアの出入口(屋外側)にはプルーム通過により放射性物質が地表面に沈着することによるホットスポットの発生が予想される。

そのため、緊急時対策所チェンジングエリア及び空調上屋待機エリアの出入口(屋外側) は、地表面に沈着した放射性物質の除染が容易となるよう、コンクリートで平滑に施工する。

また、屋外作業が開始されるタイミングで放管班員が環境線量当量率を測定し、ホットスポットの箇所を特定後、緊急時対策所(指揮所及び待機所)内放管資機材スペースに配備している高圧洗浄機を用いてコンクリート施工面を水洗により除染を行う。

高圧洗浄機はタンク式高圧洗浄機を採用し、資機材スペースに配備しているポリタンクから高圧洗浄機タンクへと水を供給することで使用可能となる。また、高圧洗浄機は緊急時対策所(指揮所及び待機所)外入口付近に設置している電源を使用し、延長コードを用いることで空調上屋待機エリア付近のコンクリート施工面の除染にも対応することができる。

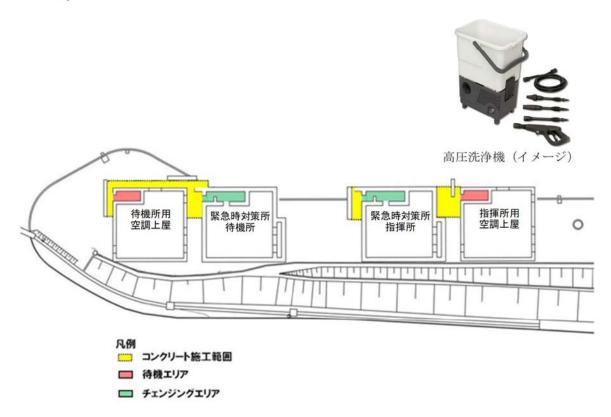


図 別1-7-8 緊急時対策所及び空調上屋の出入口(屋外側)地表面コンクリート施工範囲図

f. 【検証】チェンジングエリアを通過する要員の流れ(10人が同時に利用する場合)

<前提条件>

○緊急時対策所チェンジングエリアと同様の実物大のモックアップを設定









○放射性物質により汚染していることを想定し、以下の防護具類を着用した。

- ・タイベック
- ・全面マスク (テーピング)
- 綿手袋
- ・ゴム手袋 (2重・テーピング)
- ・汚染区域用靴下
- Ⅰ ・長靴
- ■・紙帽子+ヘルメット



- ○要員は10名,サーベイ等を行う放管班員は2名とし,チェンジングエリア内には要員が常時6 名入るようにした。(別図参照)
- ○検証は「要員全員が汚染していない」場合を基本とし、参考のため「要員全員が汚染している」場合についても時間計測を実施した。

<検証結果>

- ●要員全員が汚染していない場合
 - ・10名全員の通過時間 : 20分37秒
 - ・緊急時対策所外での待機時間:11分46秒

(参考)要員全員が汚染している場合

- ・除染(1分間)と身体サーベイ(2回目)を追加
- ・10名全員の通過時間 : 67分37秒
- ・緊急時対策所外での待機時間:33分58秒
- ●要員全員が汚染していることは現実的に考えにくいが仮にそのような状況になった場合でも比較的短時間で対応可能であることが確認できた。

34 条-別添 1-107



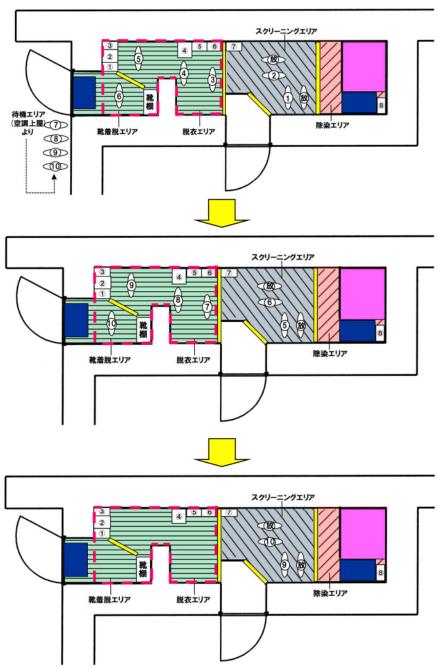






【別図】チェンジングエリアを通過する要員の流れ

- ●10 人が同時に利用する場合:待機エリアに待機する要員が一度に入る場合を想定
- ・緊急時対策所外が放射性物質により汚染していることを想定した防護具類を着用し、防護具類脱衣・身体サーベイ後、緊急時対策所エリアへ入域できるまでの時間を確認した。(実測)
- ・1人目の靴着脱エリア入域から10人目がスクリーニングエリア退域までの時間は、約21分であり、この間 10人目が待機エリアで待機する時間は、約12分であった。
- ・更に迅速性及び確実性を向上させるため、今後も訓練を行い、必要によりレイアウトや運用の見直しを行う。



g. 緊急時対策所内での飲食について

プルーム通過後, 放射性物質がチェンジングエリア等から持ち込まれ, 緊急時対策所内 が汚染することも考えられる。

このため、緊急時対策所内において汚染環境下で飲食を行うと仮定し、以下に線量を算出した。

【前提条件】

- 1食分の線量を算出する。
- プルーム放出後はボンベ加圧実施により希ガスの流入がないことから、線量算出対象核種は審査ガイドに基づき、放出割合が高いよう素及び Cs 類(その他核種)を選定する。
 - ・よう素及びその他核種については、経口摂取した場合の実効線量係数**1が大きい I-131 及び Cs-134 に選定
 - ・プルーム通過中の緊急時対策所内放射性物質濃度は、よう素(I-131 等価)で 約 2.3×10^{-2} Bq/cm³, その他核種(Gross)で約 2.2×10^{-2} Bq/cm³であることから、共に 3×10^{-2} Bq/cm³と仮定し、飲食の際の線量を算出
 - ・飲食摂取量は 2,133 cm³ (食料 1,633 cm³, 飲料水 500 m1 と仮定) とし, 上記放射性物質濃度を乗じることで放射性物質量を算出
 - ・算出した放射性物質量によう素 (I-131) 及びその他核種 (Cs-134) の実効線量係数^{**1}を乗じた線量を各々算出し、加算することで総線量を算出 (保守的によう素及びその他核種を各々全量摂取するものとする)

【よう素による線量】

よう素の経口摂取による線量は、以下の通りである。

【経口摂取に伴う線量(よう素)】

 $1.41 \times 10^{-3} \text{ mSy}$ (=3×10⁻² Bq/cm³×2, 133 cm³×2.2×10⁻⁵ mSv/Bq)

【その他核種による線量】

その他核種の経口摂取による線量は、以下の通りである。

【経口摂取に伴う線量(その他核種)】

 $1.22 \times 10^{-3} \text{ mSv} = (3 \times 10^{-2} \text{ Bq/cm}^3 \times 2, 133 \text{ cm}^3 \times 1.9 \times 10^{-5} \text{ mSv/Bq})$

【経口摂取による線量】

経口摂取による線量は以下の通りである。

【経口摂取に伴う線量】

 $2.6 \times 10^{-3} \text{ mSv}$ (=1.41×10⁻³ mSv + 1.22×10⁻³ mSv)

以上の算出結果より、経口摂取による線量は 2.6×10^{-3} mSv である。

本計算結果は、大規模プルーム通過中に飲食した場合を想定しているため、プルームの規模 や風向等により、実運用上の線量はさらに小さくなる。

また、仮にプルーム通過中に飲食を行っても、過大な被ばくは生じないが、被ばく防護の観点から、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。

なお,緊急時対策所内の飲食等における空気中放射性物質濃度の管理目安値は 1×10^{-3} Bq/cm 3 *2 とし,管理目安値よりも空気中放射性物質濃度が高くなった場合でも,発電所対策本部長の判断により,必要に応じて飲食を行う。

- ※1『核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等規定に基づく線量限度等を定める告示』別表第 1 第 三欄に示す「経口摂取した場合の実効線量係数」のうち I-131 ョウ化メチル以外の化合物 2.2×10^{-5} (mSv/Bq) 及び Cs-134 すべての化合物 1.9×10^{-5} (mSv/Bq) を用いる。
- ※2『核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等規定に基づく線量限度等を定める告示』別表第1第 四欄に示す「放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度」より、目安値は「1×10⁻³ Bq/cm³未満」とす る。

h. バス等の汚染確認方法について

緊急時対策所で対処する発電所災害対策要員については、交替時に発電所構外からバス等の車両による移動が生じる可能性があるが、バス等の車両の汚染管理方法は次のとおりとなる。(動線フローは図 別 1-7-9 参照)

(a) 車両等の管理

バス等の車両及び人の出入制限並びに放射性物質による汚染防護のための入退域管理・汚染サーベイ等を実施する拠点は、通常、UPZ付近等に設定され、バス等の車両も当該拠点で汚染管理を実施することとなる。

バス等の車両の汚染管理としては、当該車両をUPZ内専用の車両として管理するとともに汚染検査等により必要に応じて除染を行うこととする。

車両の具体的な除染方法は、除染要員が内部被ばくの防止の観点からマスクやゴム手袋等の防護具類を着用し、汚染の除去は放射性物質の飛散防止の観点から基本的に拭き取りによる除染とするが、汚染の除去が困難な部品等については適宜新品と交換する等の措置をとる。

また,除染要員が着用した使用済の防護具類は除染し再利用または放射性廃棄物として廃棄する。

(b) 人の管理

乗車員等の人の被ばく管理については、UPZ付近に設定される入退域管理・汚染サーベイの拠点で実施し、被ばく低減の観点から乗車する車両の運行場所の汚染状況により、必要に応じてマスクやゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに、(a)項の車両等の除染により外部被ばくの低減も図ることとする。

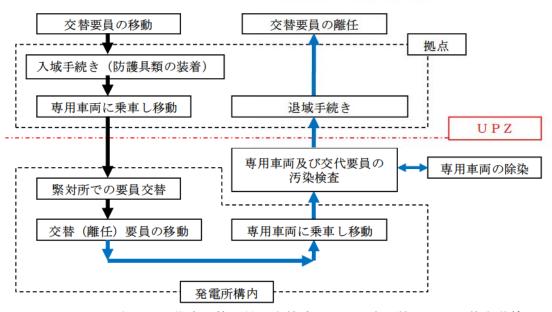


図 別 1-7-9 緊対所の災害対策要員の交替時における車両等及び人の基本動線

i. チェンジングエリア上部に設置する空調ダクトについて

緊急時対策所のチェンジングエリアの出入口の上部には、空調ダクトが設置される。 空調ダクト内を通過する空気は、給気側については可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットにより浄化後のものであり、清浄な空気が通過することから緊急時対策所内で対策要員が活動しても問題のないレベルとなる。

また、排気側についてもボンベ加圧操作後または空気浄化ファンの起動後にダンパを開放し緊急時対策所内の空気を排気することから、空調ダクトが線源になることはない。

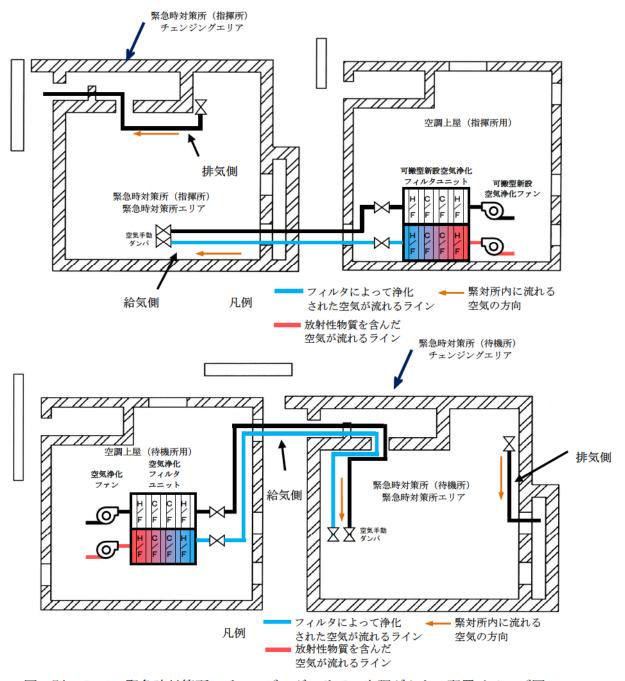


図 別1-7-10 緊急時対策所のチェンジングエリアの空調ダクトの配置イメージ図

j. 指揮所, 待機所及び空調上屋(待機エリア)間の移動に伴う対策要員の線量評価 スクリーニング待ちで空調上屋内の待機エリアに待機している対策要員が, スクリーニ ングのため指揮所または待機所内のチェンジングエリアに移動する場合, 屋外を通行する ことになる。屋外を通行する際, グランドシャイン線源及び空調上屋内に設置された可搬 型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットからの放射線により被ばくすることが考え られる。このため, スクリーニングのため屋外を通行する対策要員の通行中の被ばく線量 を評価した。

○待機エリアからチェンジングエリアへの移動時の線量

【屋外を通行中の対策要員の線量評価】

- ・緊急時対策所周辺の線量率:130 mSv/h (東京電力㈱ホームページで公表された福島第一原子力発電所構内のサーベイデータ (平成23年3月23日時点))
- ・フィルタユニットからの線量率(空調上屋機器搬入口部):約16 mSv/h
- ・屋外を通行する対策要員の通行時間:約30秒
- ・待機エリアからチェンジングエリアまで移動する対策要員の被ばく線量 =(130 mSv/h+約 16 mSv/h)/3600 s/h×30 s=約 1.2 mSv

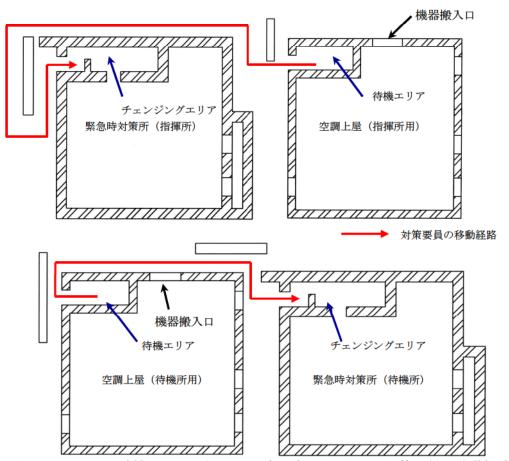


図 別1-7-11 待機エリアからチェンジングエリアまでの対策要員の移動経路

8. 情報収集設備について

(1)情報収集設備の電源設備

情報収集設備の代替電源となる代替非常用発電機2台(容量:2,760kW)は,100%負荷時の燃料消費量から約4時間の連続運転が可能である。

また、プルーム通過時に想定される負荷においては代替非常用発電機2台の20%負荷程度であり、約19時間の連続運転が可能である。

発電機負荷	燃料消費量 (L/h)	連続運転時間
100%		約4時間
7 5 %		約6時間
5 0 %		約8時間
2 5 %		約16時間
20%		約19時間

【参考】代替非常用発電機1台あたりの燃料タンク容量 1,800L

プルーム通過に伴い,代替非常用発電機の燃料が補給ができない場合でも連続運転が可能である。

設備関係	容量(kW)
ポンプ関係 (代替格納容器スプレイポンプ)	200
充電器	2 2 6
空調設備関係 (アニュラス空気浄化ファン等)	9 1
照明関係 (中央非常用照明等)	2 3
合計	540 (代替非常用発電機2台分の20%負荷相当)

(2) データ表示端末にて確認できるパラメータについて

緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの 状態確認に必要な主要なプラントパラメータをデータ表示端末にて確認することができる。 (データ表示端末にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)

データ収集計算機へのデータ入力については,通常はプラント計算機からの入力であるが,別 途バックアップラインを設置している。

バックアップラインは、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機 を介さずに直接データを収集することができる。

各プラントパラメータは、データ収集計算機に2週間分のデータが保存できる仕様となっている。

なお, 2週間分のデータは, データ表示端末で確認可能である。

これらパラメータの他に、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもデータ表示端末にて確認できる設計とする。

また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時 対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。

データ表示パラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、 プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、 代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す 対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。

- ①中央制御室(運転員)を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「燃料の状態」、「格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態」の確認に加え、「使用済燃料ピットの状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。
- ②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。

上記①②が可能となるパラメータを確認する事で、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行う事ができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができる設計とする。

	表	₹ 別1-8-1 データ表示パラメー	タ		
目的	Ż	データ収集 計算機入力	ERSS 〜伝送 しているパラ メータ	バックアップ 対象パラメータ	
	中性子源領域中性子東	中性子源領域中性子束	0	0	0
	中間領域中性子束	中間領域中性子束	0	0	0
炉心反応度	川土海は中州フェ	出力領域中性子束	0	0	0
の状態確認	出力領域中性子束	出力領域中性子束 (中間値)	0	0	0
	ほう酸タンク水位	Aーほう酸タンク水位	0	_	0
	Bーほう酸タンク水位 加圧器水位 1次冷却材圧力(広域) 1次冷却材圧力	0	_	0	
	加圧器水位	加圧器水位	0	0	0
	1次冷却材圧力(広域)	1 次冷却材圧力	0	0	0
		Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	0	0	0
		Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	0	0	0
	1次冷却材温度	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	0	0	0
	(広域一高温側, 低温側)	Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	0	_	0
.t= > νΔ +n	PENTINE (PC)	Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	0	_	0
炉心冷却 の状態確		Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	0	_	0
認		A-主蒸気ライン圧力	0	0	0
	主蒸気ライン圧力	B-主蒸気ライン圧力	0	0	0
		C-主蒸気ライン圧力	0	0	0
	高圧注入流量	A-高圧注入ポンプ出口流量	0	0	0
	H /	B-高圧注入ポンプ出口流量	0	0	0
	低圧注入流量	余熱除去Aライン流量	0	0	0
	EX/1-1-/\1/11/11	余熱除去Bライン流量	0	0	0
	燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	0	0	0

-DE

目的	交	†象パラメータ	データ収集 計算機入力	ERSS へ伝送 しているパ ラメータ	バックアップ 対象パラメータ
	the fee are at the Late	A-蒸気発生器水位 (広域)	0	0	0
	蒸気発生器水位 (広域)	B-蒸気発生器水位 (広域)	0	0	0
	(/4/34/)	C-蒸気発生器水位 (広域)	0	0	0
	蒸気発生器水位	A-蒸気発生器水位 (狭域)	0	-	0
	(狭域)	B-蒸気発生器水位(狭域)	0	_	0
	(0(34)	C-蒸気発生器水位 (狭域)	0	_	0
		A-補助給水ライン流量	0	0	0
炉心冷却の	補助給水流量	B-補助給水ライン流量	0	0	0
状態確認		C-補助給水ライン流量	0	0	0
	補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	0	_	0
	電源の状態(ディーゼル	6-3ADG遮断器	0	0	0
	発電機の運転状態)	6-3BDG遮断器	0	0	0
	式中风始帝区(北帝田)	6-3A母線電圧	0	0	0
	所内母線電圧(非常用)	6-3B母線電圧	0	0	0
	北づた 立安	サブクール度 (ループ)	0	0	0
	サブクール度	サブクール度(T/C)	0	_	0
	1 次冷却材圧力(広域)	1 次冷却材圧力	0	0	0
	据 2. 山口 31 座	炉心出口最大温度	0	0	0
	炉心出口温度	炉心出口平均温度	0	0	0
		Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	0	0	0
燃料の状態	, of all healths afe	Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	0	0	0
一 旅科の仏態 確認	 1次冷却材温度 (広域一高温側, 	Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	0	0	0
1,111,111	低温側)	Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	0	_	0
	,	Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	0	_	0
		Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	0	_	0
	格納容器内高レンジエリアモニタ	格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)	0	0	0
	の指示値	格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ)	0	_	0
	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	0	0	0
	格納容器圧力(AM用)	格納容器圧力(AM用)	0	_	0
	格納容器内温度	格納容器内温度	0	0	0
	格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度	0	_	0
H H	格納容器水位	格納容器水位	0	_	0
	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	0	_	0
格納容器の 状態確認	アニュラス水素濃度 (可搬型)	アニュラス水素濃度(可搬型)	0	_	0
	格納容器再循環サンプ水 位(広域)	格納容器再循環サンプ水位(広域)	0	0	0
	格納容器再循環サンプ水 位(狭域)	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	0	_	0
	格納容器スプレイ流量	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	0	0	0
	竹柳沿谷布外,竹瓜里	B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	0	0	0



目的	交	対象パラメータ	データ収集 計算機入力	ERSS 〜伝送 しているパラ メータ	バックアップ 対象パラメータ
	代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	0	_	0
格納容器の 状態確認	B - 格納容器スプレイ冷 却器出口積算流量 (AM用)	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量(AM用)	0	_	0
	格納容器内高レンジエリアモニ	格納容器高レンジエリアモニタ(高レンジ)	0	0	0
	タの指示値	格納容器高レンジエリアモニタ(低レンジ)	0	_	0
		排気筒ガスモニタ	0	0	0
放射能隔離	排気筒ガスモニタの指 示値	排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)	0	0	0
の状態確認		排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	0	0	0
	原子炉格納容器隔離の 状態	C/V隔離A (T信号)	0	0	0
	ECCS の状態(高圧注入	A-高圧注入ポンプ	0	0	0
	系)	B-高圧注入ポンプ	0	0	0
	ECCS の状態(低圧注入	A-余熱除去ポンプ	0	0	0
	系)	B-余熱除去ポンプ	0	0	0
FCCSO	格納容器スプレイ	A-格納容器スプレイポンプ	0	0	0
状態等	ポンプの状態	B-格納容器スプレイポンプ	0	0	0
	ECCS の状態	ECCS 作動	0	0	0
	原子炉補機冷却水サージ タンク水位	原子炉補機冷却水サージタンク水位	0	_	0
	充てん流量	充てんライン流量	0	0	0
	原子炉容器水位	原子炉容器水位	0	0	0
	使用済燃料ピット水位	A-使用済燃料ピット水位(AM用)	0	0	0
	(AM用)	B-使用済燃料ピット水位(AM用)	0	0	0
A to be set at the dat	使用済燃料ピット水位	A-使用済燃料ピット水位(可搬型)	0	_	0
使用済燃料	(可搬型)	B-使用済燃料ピット水位(可搬型)	0	_	0
	使用済燃料ピット温度	A-使用済燃料ピット温度(AM用)	0	0	0
ACK PILIPE	(AM用)	B-使用済燃料ピット温度(AM用)	0	0	0
	使用済燃料ピット周辺の	使用済燃料ピットエリアモニタ	0	0	0
	放射線量	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	0	_	0
		モニタリングステーション空間放射線量率	0	0	_*1
		モニタリングポスト1空間放射線量率	0	0	_*1
	11 \ 12 - 12 - 1 - 1 - 12 - 12	モニタリングポスト2空間放射線量率	0	0	_*1
環境の状態	モニタリングボスト及び モニタリングステーショ	モニタリングポスト3空間放射線量率	0	0	_*1
確認	モークリンクステーショ ンの指示値	モニタリングポスト4空間放射線量率	0	0	_*1
	, ·	モニタリングポスト5空間放射線量率	0	0	_*1
		モニタリングポスト6空間放射線量率	0	0	_*1
		モニタリングポスト7空間放射線量率	0	0	_*1

=DB

目的	文	†象パラメータ	データ収集 計算機入力	ERSS へ伝送 しているパラ メータ	/\ 01// 1 01 /
		風向 (C点)	0	0	_*1
環境の状態 確認	気象情報	風速 (C点)	0	0	_*1
北田 中心		大気安定度	0	0	_*1
		A-主給水ライン流量	0	0	0
	主給水ライン流量	B-主給水ライン流量	0	0	0
l		C-主給水ライン流量	0	0	0
l	原子炉トリップの状態	制御棒状態	0	0	0
その他	o / o /m/m/m/s > > Elsta	復水器排気ガスモニタ	0	0	0
l	S/G細管漏えい監視	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	0	0	0
	格納容器ガスモニタの 指示値	格納容器ガスモニタ	0	0	0
	放水口の放射線	放水口ポスト	0	0	0

=DB

※1:「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号機毎に設置しているプラント計算機への入力は行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所にて確認可能である。

データ表示端末で確認できるパラメータと事象進展の判断に用いるパラメータ (1/2) 別 1-8-2 表

	伝送	•	•	•	•	•	•	•	•	◀	•	◀	•	•	•	•	4	•		◀	•	◀	<
データ表示	恭 未 示	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•
	7.4.4	0																					
	7.4.3	32				0	0	0	0		0	0	0	0		75					0	0	
	7.4.2	\$0.	911		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	\$4.0	gle					0	0	
	7.4.1				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	
	7.3.2																						
	7.3.1																						
3, 4	7. 2. 4	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	∇	0	0			0	0	0	
5,	2. 1. 1 7. 2. 1. 2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	∇	0	0			0	0	0	
有効性評価**1,	7. 2. 1. 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	∇	0	0			0	0	0	
有	7.1.8	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	0	0		0			
	7. 1. 7	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	0	0		0	0	0	
•	7.1.6	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	0	0			0	0	
	7.1.5	0	0	0	0	0	0		0		0					0	0	0					
	7.1.4	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	7.1.2	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	
	7. 1. 1	0	0	0	0	0	0	0	0		0					0	0	0			0	0	
	主要設備	中性子源領域中性子東	中間領域中性子東	出力領域中性子東	1 次冷却材压力 (広域)		1 次冷却材温度(広域 —低温側)	高圧注入流量	低圧注入流量	代替格納容器スプレイ ポンプ出ロ積算流量	加圧器水位	格納容器圧力(AM用)	原子炉格納容器圧力	格納容器内温度	格納容器内水素濃度	蒸気発生器水位(広域)	蒸気発生器水位(狭城)	主蒸気ライン圧力	B - 格納容器スプレイ	冷却器出口積算流量 (AM用)	格納容器再循環サンプ 水位(広域)	格納容器再循環サンプ 水位(狭城)	原子炉下部キャビティ

データ表示端末で確認できるパラメータと事象進展の判断に用いるパラメータ (2/2) 別 1-8-2 表

							有名	有効性評価~*,	*1, 2, 3,	4							データ表示	
主要設備	7.1.1	7.1.2	7.1.4	7.1.5	7.1.6	7.1.7	7. 1. 8	7. 2. 1. 1	7. 2. 1. 2	7.2.4	7.3.1	7. 3. 2	7. 4. 1	7.4.2	7.4.3	7.4.4	素 米 光	伝送
格納容器水位								0	0	0							•	•
格納容器内高 レンジエリ アモニタ(低レンジ)		0	0		0	0		0	0	0							•	•
格納容器内高レンジエリ アモニタ (高レンジ)		0	0		0	0		0	0	0							•	•
原子炉容器水位		0			0												•	•
補助給水流量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							•	•
燃料取替用水ピット水位	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		•	•
原子炉補機冷却水サージ タンク水位			0													i i	•	4
ほう酸タンク水位				0												0	•	4
補助給水ピット水位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0		•	~
アニュラス水素濃度 (可搬型)								∇	abla	\triangleleft							•	•
格納容器再循環ユニット 入口温度/出口温度		0	0	0				0	0	0			0	0	0		% <u>*</u> 2	
格納容器水素イグナイタ 温度					◁			◁	◁	◁						8	•	4
原子炉格納容器水素処理 装置温度								◁	\triangleleft	◁							•	•
原子炉下部キャビティ水 位								0	0	0							•	•
使用済燃料ピット温度 (AM 用)											0	0					•	•
使用済燃料ピット水位 (AM 用)											0	0					•	•
使用済燃料ピット監視カ メラ											0	0				6	•	▼
使用済燃料ピット可搬型 エリアモニタ											0	0					•	•
使用済燃料ピット水位 (可 搬型)											0	0					•	•

▲:再稼働時期までには伝送追加予定のSA パラメータ。現状、ERSS 伝送はしていない。

※1:番号は有効性評価におけるシナリオ章番号を示す

※2:有効性評価の7.1.3 は7.1.2 のシナリオに包絡

※3:有効性評価の7.2.2 は7.2.1.2 のシナリオに包絡

※4:有効性評価の7.2.3 及び7.2.5 は7.2.1.1 のシナリオに包絡

※5:格納容器再循環ユニット入口/出口温度については、重大事故時、可搬型温度計測装置によりデータの採取、記録および出力が可能であり、電気工作班がデ

一タ採取し、緊急時対策所への報告が可能。また、データ収集計算機で伝送・表示が可能な格納容器内温度・原子炉格納容器圧力による代替監視も可能である。

△:有効性評価上期待しない重大事故等対処設備

(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類

事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備(発電所内用) として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。 また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備

また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備 (発電所外用)として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止・緩和 以外の設備と位置づける。概要を下図に示す。

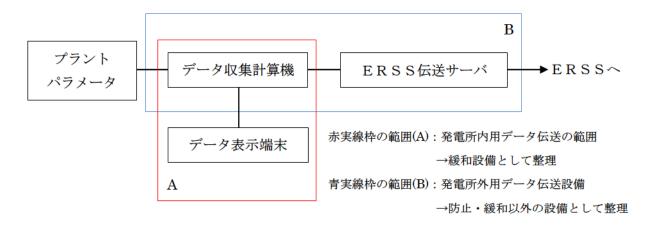


図 別1-8-1 データ伝送設備の概要

(4) データ伝送設備の回線容量およびデータ表示機能の拡張性について

データ伝送設備のデータ伝送容量は、今後のプラントパラメータの追加を考慮し、表 別1-8-3 すとおり、回線容量は必要回線容量に対し余裕を持った設計としている。

また、データ伝送設備のデータ表示機能は、今後のプラントパラメータの追加を考慮し、表別 1-8-4 示すとおり、表示可能なプラントパラメータ数は必要なプラントパラメータ数に対し 余裕を持った設計とするとともに、データ伝送設備のソフトウェア改造をすることにより拡張可能な設計としている。

通信回線種別	伝送経路	必要回線容量	回線容量
有線系回線	3 号原子炉建屋~緊急時対策所	67Mbps	1000Mbps
無線系回線	3 号原子炉建屋屋上~緊急時対 策所	67Mbps	100Mbps

表 別1-8-3 データ伝送設備の回線容量の拡張性について

	必要となる	プラントパ	ラメータ数(※)	表示可能なプラ	ラントパラメータ数	效(※)
	アナログ	ディジタ	計算値	アナログ信	ディジタル信号	計算値
	信号	ル信号		号		
データ	7615	19622	772	9983	31839	1999
伝送設備						

※今後の詳細設計により変更となる可能性がある。

表 別1-8-4データ伝送設備のデータ表示機能の拡張性について

(5) データ伝送設備の避雷対策について

データ伝送設備の無線アンテナ(送信側:3号原子炉建屋屋上、受信側:緊急時対策所)には避雷器を設置し、侵入してきた雷サージを大地に流し、機器を保護している。

また、無線アンテナが設置されている3号原子炉建屋屋上および緊急時対策所は、原子炉建屋屋上または緊急時対策所周辺建屋に設置されている避雷設備による雷侵入防止対策を行っている。

万一、無線アンテナが損傷した場合には、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計 としている。

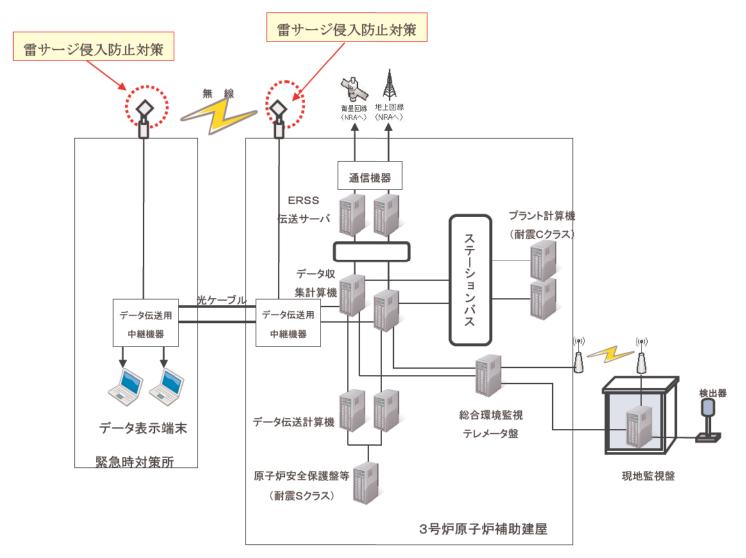


図 別1-8-2 データ伝送設備の概要

9. 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備

表 別1-9-1 通信連絡設備

1		~ /	加1-9-1 旭日連桁政備		
場所	通信種別	主要	設 備	台数	電源
		衛星電話設備	固定電話※1	3	※3, 充電池
		衛星携帯電話※1		15	充電池
	※	電力保安通信用電話設備	固定電話※1	8	※2,通信用蓄電池
	電	インターフォン		1	※ 5
	発電所内用	無線通話装置		1	※ 2 , 通信用蓄電池
		運転指令設備		1	※2,専用蓄電池
		テレビ会議システム(指揮	軍所·待機所間)	1	※ 5
		年日春红礼供	固定電話※1	3	※3, 充電池
指		衛星電話設備	FAX	1	※4,充電池
指揮所		衛星携帯電話※1		15	充電池
		統合原子力防災	TV会議システム	1	
	発		I P電話	6	※ 4
	電	イットケーク 設備	IP-FAX	3	
	発電所外用	電力保安通信用電話設備	固定電話※1	8	※2,通信用蓄電池
	用	社内TV会議システム		1	※ 4
		加入電話設備	電話	2	通信事業者から給電
		加入电品权佣	FAX	1	※ 3
		専用電話設備	電話	7	※ 4
		4/11 电阳欧洲	FAX	7	<i>X</i> 4
		電力保安通信用電話設備	固定電話※1	1	※2,通信用蓄電池
待	発電	インターフォン		1	※ 5
機	所	運転指令設備		1	※2,専用蓄電池
所	内用	テレビ会議システム(指揮	『所・待機所間)	1	※ 5
		トランシーバ		4	充電池又は乾電池

※1 発電所内と発電所外で共用

※2 常用所内電源,非常用所内電源

=DB

※3 常用所内電源,非常用所内電源,緊急時対策所用発電機

※4 常用所内電源,非常用所内電源,緊急時対策所用発電機,無停電電源装置

※5 常用所內電源,緊急時対策所用発電機,無停電電源装置

(2) 配備する資機材等

表 別1-9-2 防護具及び除染資材

品名	単位	予定保管数	考え方
タイベック	着		
紙帽子	個		
汚染区域用靴下	足		指揮所:60名×1.1倍×7日
綿手袋	双	940	待機所:60名×1.1倍×7日
全面マスク	個		
オーバーシューズ (靴カバー)	足		
電動ファン付きマスク	個	8	6名**3+余裕
チャコールフィルタ(以下内訳)	個	1,868	_
ヘエーフカ 田	/t=1	1 000	指揮所:60名×1.1倍×2個×7日
全面マスク用	個	1,860	待機所:60名×1.1倍×2個×7日
電動ファン付きマスク用	個	8	6名**3+余裕
ゴ) 工代	ਹਰ	1 000	指揮所:60名×1.1倍×2個×7日
ゴム手袋	双	1,860	待機所:60名×1.1倍×2個×7日
アノラック	着	710	 91名 ^{※1} ×1. 1倍×7日
長靴	足	710	91名 ~~ < 1. 1倍 < 7 日
圧縮酸素形循環式呼吸器	台	9	91名 ^{※1} ×10%
セルフエアセット	台	8	8名* ² ×1台
タングステンベスト	着	20	(現場指揮車1名+放射線管理員1名+
329272421	有	20	作業者3名×2班)×2セット+余裕
ウェットティッシュ	個	290	指揮所:60名×2個+余裕
ウェットティックュ	1101	290	待機所:60名×2個+余裕
ウエス	箱	2	1箱(24束)/建屋×2建屋
簡易テント	個	2	 1個/建屋×2建屋
簡易シャワー	個	2	1個/ 建
除染キット	セット	2	1セット/建屋×2建屋

※1:本部長他(25名)+事務局員(2名)+技術班員(2名)を除く人数

※2:屋外作業実施要員数

※3:事務局員(2名)+放管班員(4名)

表 別1-9-3 計測器(被ばく管理,汚染管理)

品名	単位	予定保管数	考え方
ポケット線量計	台	140	120名×1.1倍
可搬型エリアモニタ	台	4	2台/建屋×2建屋
GM汚染サーベイメータ	台	10	5台/建屋×2建屋
電離箱サーベイメータ	台	10	5台/建屋×2建屋

表 別1-9-4 チェンジングエリア設営用資機材

品名	単位	予定保管数	考え方
グリーンハウス	個	2	1個/建屋×2建屋
養生シート (透明・ピンク・黄)	本	6	各色1本/建屋×2建屋
バリア (600・750・900mm)	枚	6	各サイズ1枚/建屋×2建屋
作業用テープ(緑)	巻	20	10巻/建屋×2建屋
養生テープ (ピンク)	巻	40	20巻/建屋×2建屋
透明ロール袋(大)	本	20	10本/建屋×2建屋
粘着マット	枚	20	10枚/建屋×2建屋

表 別1-9-5 食料等

品名	単位	予定保管数	考え方
食料	食	2, 520	120名×3食×7日
飲料水	Q	1, 680	120名×4本×0.5 ℓ×7日

表 別1-9-6 その他 資機材

品名	単位	予定保管数	考え方
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	台	4	2台/建屋×2建屋
安定よう素剤	錠	2,000	120名×2錠/人/日×7日+余裕
仮設トイレ	台	2	1台/建屋×2建屋
簡易トイレ(大便用処理剤)	個	1,000	120名×1個/人/日×7日+余裕
簡易トイレ(小便用処理剤)	個	2,600	120名×3個/人/日×7日+余裕
インターホン (指揮所〜待機所)	式	1	
インターホン (チェンジングエリア	式	2	
~待機エリア)			

(3) 原子力災害対策活動で使用する資料 表 別1-9-7 原子力災害対策活動で使用する主な資料 資 料 名 1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) 2. 発電所周辺航空写真パネル 3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ 4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ 5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 6. 主要系統模式図(各ユニット) 7. 原子炉設置許可申請書(各ユニット) 8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図 9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図(各ユニット) 10. プラント主要設備概要(各ユニット) 11. 総合インターロック線図(各ユニット) 12. 原子炉施設保安規定 13. 原子力事業者防災業務計画 14. 運転要領緊急処置編

15. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領(各対応手順含む)

(4) GM汚染サーベイメータ

(a) 使用目的

現場作業要員等(以下,「要員」という。)の身体に放射性物質が付着していないことの確認 及び緊急時対策所内の表面汚染密度等を定期的(1回/日以上)に測定し,放射性物質の異常 な流入等がないことを確認するために使用する。

(b) 予定保管数

GM汚染サーベイメータの具体的な使用方法は、緊対所(指揮所及び待機所の2箇所)入口に 設置するチェンジングエリア内のスクリーニングエリアにおいて、緊対所に入室する要員の身 体測定を放管班員2~4名(1~2名/箇所)で、緊対所内における定期的(1回/日以上)な表 面汚染密度の測定を放管班員2名(1名/箇所)で行うことを想定している。

このため、最大使用人数(4名)から4台配備が必要となるが、故障等により使用ができない 状態も考慮し、予備機も含め10台配備する。

(5) 電離箱サーベイメータ

(a) 使用目的

要員の過剰な被ばくを防止するために緊対所外の作業場所の環境線量当量率の測定及び緊対所内の線量当量率を定期的(1回/日以上)に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認するために使用する。

(b) 予定保管数

電離箱サーベイメータの具体的な使用方法は、緊対所外の作業場所(T.P.39 m盤での緊対所周辺, T.P.31 m盤及びT.P.10 m盤での代替給水作業場所等)の環境線量当量率の測定を放管班員1~2名で、緊対所内における定期的(1回/日以上)な線量当量率の測定を放管班員2名(1名/箇所)で行うことを想定している。

原子力災害活動に従事する要員の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから,故 障等により使用ができない状態も考慮し予備機も含め10台配備する。

【参考】

GM汚染サーベイメータ ・測定範囲:0~1×10⁵ cpm ・電源:乾電池(単2型電池)4本 「連続100時間以上」 電離箱サーベイメータ ・測定範囲:1 μSv/h~300 mSv/h ・電源:乾電池(単3型電池)4本 「連続80時間以上]

(6) その他の資機材

表 別1-9-8 その他資機材

名称			数	
石 你	1上体等	指揮所	待機所	
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・測定(使用)範囲			
	酸素濃度:0~25.0 vo1%			
	二酸化炭素:0~5.00 vo1%			
	・指示精度:±0.7% (酸素),			
0 0 00	±0.25% (二酸化炭素)			
ff securitaria	・電 源:単4形 乾電池2本	2 台**	2 台※	
GX-3R Pro NO.	【約25時間(25℃,無警報,無照明)】		2 🗖	
	・検知原理:定電位電解式(酸素),			
	非分散型赤外線吸収法(二酸化炭素)			
	・管理目標			
	酸素濃度:19 %以上			
	二酸化炭素濃度:1.0 %以下			
可搬型照明	・バッテリー式			
	・光源:LED			
	・連続点灯時間:10時間	8台	8台	
		ОД	οд	
総目1.71 .	プルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要が	1 +	1 -4-	
簡易トイレ	ないように, 連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式	1式	

※予備1台を含む

(7) 参集用照明

夜間における参集用照明として、緊急時対策所に参集するために初動対応要員(41名)および 参集要員(86名)に、LEDヘッドライトおよびLED懐中電灯を配付する。

【参考】

名称	数量	仕様
LEDヘッドライト	127個	電源:乾電池(単四×4) 点灯可能時間:約8時間
LED懐中電灯	127個	電源: 乾電池(単四×3) 点灯可能時間:約30時間

10. 緊急時対策所に最低限必要な要員について

プルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故への対処を行う各班員(原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員を含む。)74名、並びに1,2,3号炉の運転員9名の合計の83名と想定している。

なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長(所長)が緊急時対策所にとどまる要員を 判断する。

(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他

要 員	考え方	人数	合計
本部長他	3号炉が重大事故に至った場合,重大事故等に対処するための指揮を行うために最低限必要な本部要員は,発電所対策本部長(所長),3号炉原子炉主任技術者,副本部長,本部委員,各班長と,緊急時対策所内で交代,代行を行なうための要員として,副班長で構成する。	25名	
機能班員	本部要員の指示のもと、重大事故への対処を行う各班員がとどまる。	49名	83名
運転員 (当直員)	原子炉格納容器破損時には,運転員は中央制御室から退避 し,緊急時対策所にとどまる。	9名	

(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員

格納容器破損のおそれがあると判断した場合は、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための措置を行う。放射性物質の拡散を抑制するための措置を行う要員数と対応は以下のとおり。

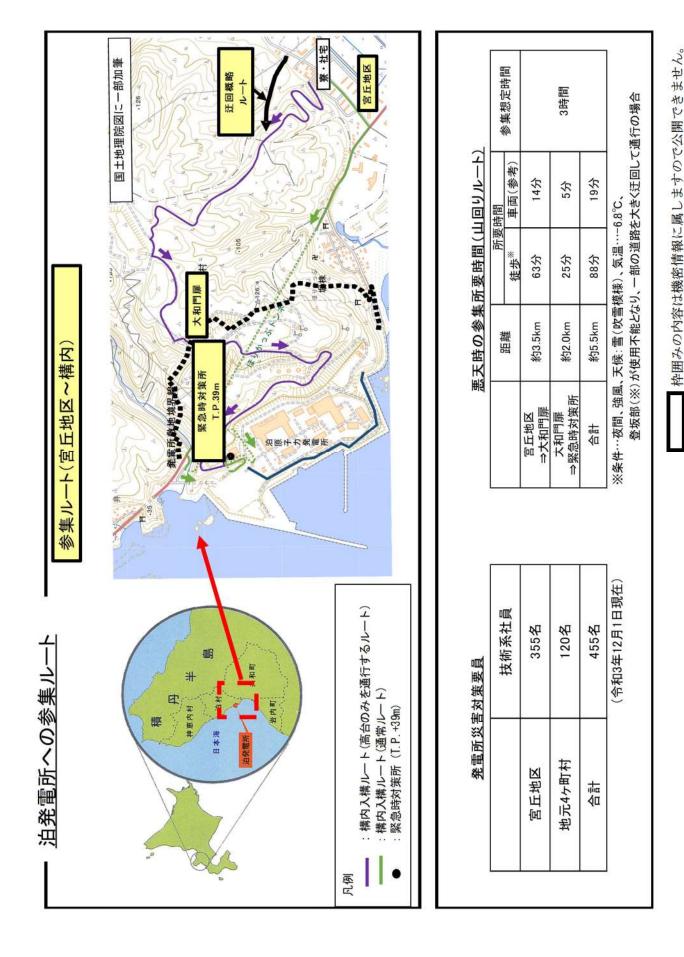
対応班	対応	対応内容および必要な要員	人数	合計
運転班員	放射性物質の拡 散抑制	・可搬型大容量海水送水ポンプ車および放水 砲による大気への拡散抑制	6名	
土木建築工作班員	放射性物質の拡 散抑制	・放射性物質吸着剤による海洋への拡散抑制	2名	
放管班員	放射性物質の拡 散抑制	・荷揚場シルトフェンスによる海洋への拡散 抑制・開口部シルトフェンスによる海洋への拡散 抑制	6名	16名
事務局員	燃料補給	・可搬型タンクローリーによる可搬型大容量 海水送水ポンプ車への燃料補給・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプおよび 可搬型タンクローリーによる可搬型大容 量海水送水ポンプ車への燃料補給	2名	

また,重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について,手順書を整備し,対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は,今後も継続的に実施し,必要の都度,運用の改善を行っていくこととしている。

11. 事象発生からプルーム通過後までの要員の動き等について

(1) 夜間,休日における原子力災害対策要員の非常召集

発電所への入構開始	、発 () 入構開始 ・子め定めた発電所災害対策要員(本部長, 下子め定めた発電所災害対策要員(本部長, 原子炉主任技術者, 各班長等)は発電所構内に向け入構を開始する。 ・残りの要員は、プラント状況に応じて発電所対策本部からの指示により発電所への入構又は集合場所での特機を行う。 ・単独での入構による不測の事態を考慮し、複数名または複数グループに分けて入構する。	がら ()人構中の連絡 ・参集要員は携帯電話等を使用し、定期的に 連絡要員~参集状況及び参集ルートの状 況等を連絡する。 ・原子 炉主任技術者は、通信連絡手段により 必要の都度原子炉施設の運転に関する保 安上の指示を発電所対策本部に行う。	「発電所への入構・参集要員は発電所入構前の門扉にて発電する 所対策本部へ連絡し、発電所構内の状況を再確認する。 ・本部要員は、緊急時対策所へ向から。・その他必要な要員は、緊急時対策所へ向から。	本館
発電所への入構準備	○参集する要員(協力会社合む)は第1集合場所に集合し、発 電所への入構準備を行う。(第1集合場所に集合した後、 状況に応じて第2,第3集合場所に移動し入構準備を行う。) ・第1集合場所:エナメンン共和寮(宮丘地区) ・第2集合場所:北電体育館 ・第3集合場所:和本寮 ・第3集合場所に到着した本部要員のうち,副班長クラス以上 の要員は、発電所対策本部に対し、集合場所に到着している 発電所対策本部要員の内訳及び参集状況を報告する。	○発電所対策本部は、集合場所に到着している要員の中から 連絡要員(原則,副班長クラス以上)を指名して相互に情報を 共有し、発電所対策本部との入構に係る統括及び確認・調整 を行う。 なお、統括及び確認・調整内容は次のとおりとする。 ・発電所の状況、発電所構内の本部要員等の要員数 ・入構時に携行すべきもの(通信連絡設備、懷中電灯、放射	線防護具等)**3 ・予め定められている参集ルートの中から,天候・災害情報及び発電所の状況を踏まえ,開放する門扉及び参集する場所も含めた,適切なルートの選定。 ・集合した要員の状況(集合状況,各班の人数,体調等) ・入構手段(社有車,自家用車,徒歩等) ・入構手段、天候,災害情報等からの大宝かな到着時間	※3: 放射線防護具等はエナイン共和寮(宮丘地区)及120ローラ車(宮丘地区)及への建攻撃来を考慮し高台に配置)内に配備しており、発電所対策本部の指示に基づき装備する。
非常招集の連絡	○重大事故等が発生した場合,発電課長(当直)及び発電 課長(当直)から連絡を受けた通報連絡者は、それぞれ初 動対応要員に出動を指示する。また、通報連絡者は本部 要員等に対して非常招集の連絡を行う。 【初動対応要員】 発電課長(当直) → 通報連絡者※1 ・災害対策本部要員(通報連絡者からの出動指示) 緊急時対策所へ出動を開始する。	・災害対策要員(発電課長(当直)からの出動指示) 中央制御室等の予め定められた場所へ出動を開始する。 ・災害対策要員(支援)(通報連絡者からの出動指示) 中央制御室等の予め定められた場所へ出動を開始する。 【本部要員等】 発電課長(当直) → 通報連絡者※1	●	○夜間及び休日において地震の発生(発電所周辺において震度5弱以上)又は大津波警報発令時(泊発電所前面海域)には本部要員等は予め定められた場所に自動的に参集する。



(2) 平日・日中に重大事故等が発生した場合の要員の動きについて

重大事故等が発生した場合,速やかに対応を行うため、3号炉運転員6名,災害対策要員9名,災害対策要員(支援)15名及び災害対策本部要員3名の計33名並びに消火活動を行う消火要員8名の合計41名を初動対応要員として発電所内に常時確保することとしており、対応者(執務できない場合の交代者を含む。)を明確にした上で、総合管理事務所等で執務する。

重大事故等が発生した場合には発生時間帯(平日・日中,平日・夜間,休日・日中,休日・夜間) を問わず,事故対応の核となる初動対応要員にて有効性評価の重要事故シーケンス等の事故対応を 収束するまで行うことを基本としている。

平日・日中に重大事故等が発生した場合,発電課長(当直)は,電話等により常駐している災害対策要員等に出動を指示して事故対応を開始する。また,発電課長(当直)から事故の発生連絡を受けた通報連絡者(運営課長又は代行者)は,電話・所内放送等により発電所内に常駐している災害対策要員(支援)に初動対応を指示し,発電所内の他の要員について非常召集する。出動を指示された初動対応要員は役割に応じて予め定められた初動対応を開始する(図 別1-11-1参照(夜間・休日と同様))。非常召集された発電所内の要員については,事故の初期対応に必要な要員として予め定めた本部要員(本部長,原子炉主任技術者,各班長等)及びその他必要な要員は緊急時対策所へ移動を開始する。残りの要員は,プラント状況に応じて発電所対策本部の指示により緊急時対策所もしくは現場への出動又は総合管理事務所等での待機を行う。

平日・日中の場合には、発電所内に多くの要員がいることから、速やかに発電所対策本部体制を 確立(構築)し、事故発生後の初動時から発電所対策本部体制にて事故対応を実施する。

万が一プルームが発生する事態となった場合には,不要な被ばくから要員を守るため,緊急時対 策所にとどまる必要のない要員については発電所外へ一時退避させる。

プルーム通過後において、モニタリングポスト等の放射線量から屋外での活動を再開できると判断した場合は、放水砲による放水等を再開するとともに、プラント状況により必要に応じて発電所外へ一時避難させた要員を再参集させ継続的な事故対応を実施する。

これらの平日・日中における事故発生からプルーム通過後までの要員の動きを図 別 1-11-2 に示す。

ı	
	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

図 別1-11-1 通常時から事故発生直後における初動対応要員の動き

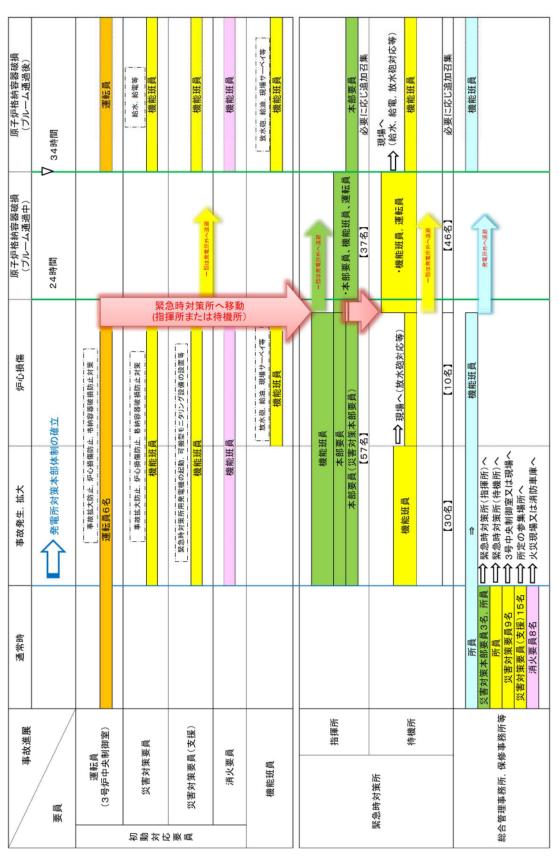
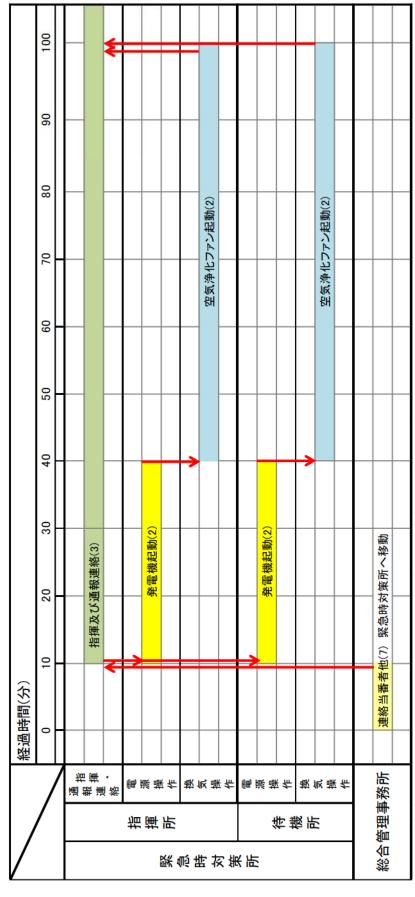


図 別1-11-2 平日・日中における事故発生からプルーム通過後までの要員の動き

(3) 緊急時対策所の立ち上げについて

立ち上げの対応が最も厳しくなる,「夜間・休日」時に災害が発生した場合を想定した。

事故等発生後,少なくとも約100分以内には指揮所側の必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。 習熟度を向上させていく。 訓練を重ね, なお、これらの対応については、今後、



※SBO を想定したタイムチャートであり, SBO とならなかった場合はこの限りではない

図 別1-11-1 緊急時対策所立ち上げ時タイムチャート

(4) 発電所からの一時退避

a. 原子力災害対策活動に従事しない者の避難

原子力防災準備体制または原子力防災体制を発令した場合,発電所からの退避については,発電 所で予め定めた方法で,発電所入構者のうち原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等(以 下,「発電所退避者」という。)は発電所内の所員の誘導で安否確認後,順次実施する。

休日および夜間(平日の勤務時間帯以外)について、発電所退避者の発電所からの退避について は、平日勤務時間中の対応と同様である。

訓練については, 防災訓練等において, 退避誘導手順の確認訓練を実施し, 実効性を確認している。

b. 緊急時対策所にとどまる要員以外の避難

原子炉格納容器が破損し、大量のプルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収 容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。

- (a). 発電所対策本部長(所長)は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主 任技術者の助言等を受ける。
- (b). 発電所対策本部長(所長)は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から 一時退避する要員とを明確にし、指示する。
- (c). 発電所から一時退避する要員は,退避に係る体制を確立するとともに,通信連絡手段,移動手段を確保する。
- (d). 対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に退避する。

なお,一時的な避難場所として,発電所構外の当社施設(宮丘地区・滝ノ澗地区の寮等)に避難するものとする。

12. 緊急安全対策要員の動線について

(1) 重大事故等対策要員の召集

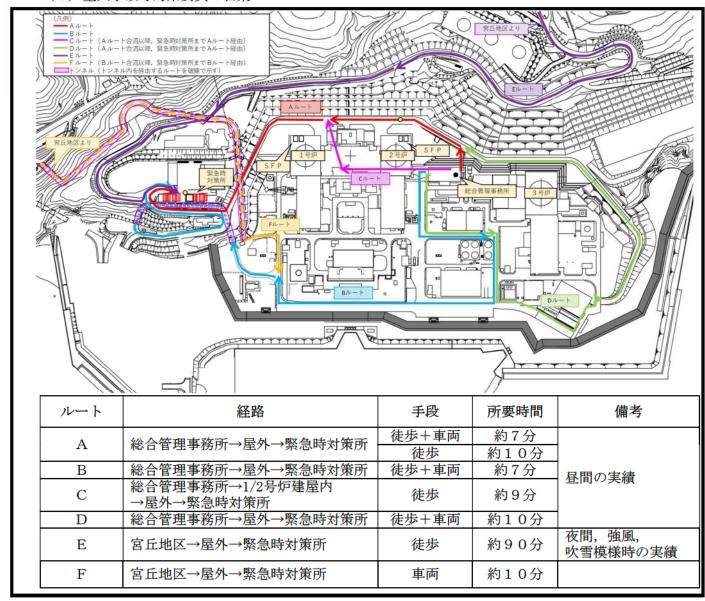


図 別1-12-1 常駐・居住場所,召集場所及び召集ルート(時間外・休日(夜間))

13. 泊1, 2号炉 使用済燃料ピット発災時の緊急時対策所への影響について

泊1,2号炉使用済燃料ピット(以下「SFP」という。)には燃料が貯蔵されており,万一の場合には燃料の損傷等による緊急時対策所への悪影響が考えられる。泊1,2号炉では,保安規定において緊急安全対策として泊1,2号炉発災時の要員参集体制を整備しており,SFP冷却水の漏えいなどの事故が発生した場合は,参集要員がSFPへの水の補給またはスプレイを行うこととしているが,泊1,2号炉SFP冷却水の大規模な漏えいという重大事故を上回る状況を想定した場合の燃料の健全性評価と緊急時対策所への影響について検討を行った。

検討にあたっては、仮想的に SFP の冷却水が全量喪失した場合において、燃料被覆管が 到達する最高温度より、被覆管がクリープラプチャするまでの最短時間を簡易的に評価し、 貯蔵されている燃料集合体の健全性は約1ヶ月間維持されることを確認した。更に、何ら かの事象により泊1,2号炉 SFP 冷却水の大規模な漏えいが発生した場合においては、実際 に SFP 冷却水の全量喪失するまでには一定の時間を要すると考えられ、参集要員が SFP へ の水の補給またはスプレイ操作を実施し、被覆管のクリープラプチャ発生を防止する対応 にあたるための時間的な余裕は十分に確保できる。

また、上記により燃料の健全性が確保できる前提において、泊1,2号炉 SFP の冷却水が全て喪失した場合における緊急時対策所への参集時、緊急時対策所の居住性及び緊急時対策所用発電機への給油作業に及ぼす影響について評価した。

評価の結果, 泊1, 2号炉 SFP 周辺における泊3号炉の重大事故等発生時の屋外の対応作業や緊急時対策所内の活動が実施可能であることを確認した。

1. 泊1,2号炉のSFP冷却水が喪失した場合の燃料健全性の評価

(1) 評価条件

使用済燃料集合体の崩壊熱は以下の条件にて算出した。(添付1)

- a. 燃料仕様:14×14型燃料,ステップ2燃料(最高燃焼度:55,000MWd/t)
- b. 保管数量及び崩壊熱

号炉	体数	ピット全体 の崩壊熱	最も冷却期間の短い燃料1体あたりの崩壊熱
1 号炉	404 体	467kW	1.40kW
2 号炉	469 体	<u>550</u> kW	1.52kW

※体数は新燃料を含まない

(2) 評価手法

最も冷却期間の短い燃料1体あたりの崩壊熱が大きい2号炉を対象として以下の評価 を実施した。

- a. 最も冷却期間の短い (崩壊熱の高い) 燃料の崩壊熱を入熱とした空気の温度上昇 を評価。(空気の自然循環による冷却をラック内外において考慮する。)
- b. 最も冷却期間の短い(崩壊熱の高い)燃料とラック内空気の熱伝達を評価し,燃料被覆管とラック内空気の温度差を評価。
- c. a+bにより,燃料被覆管温度を評価。

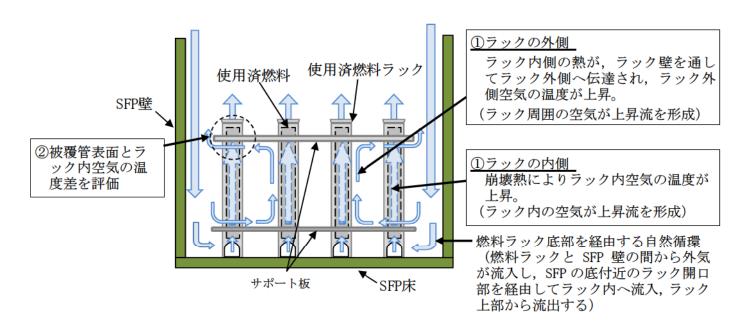


図 別 1-13-1 燃料被覆管温度評価の概念図

(3) 評価の結果

表 別 1-13-1 のとおり,評価を行った結果,燃料被覆管温度は泊 2 号炉で 450℃程度となった。

衣 別 1-13-1	燃料恢復官温度の評価
項目	泊2号炉
ラック内側の面積(m²)	
ラック当たりの燃料棒/シンブル管/ 計装用管の占有面積(m²)(ラック断 面積を考慮)	$\pi \times (1.072E-2/2)^{2} \times 179 \text{本}$ $+ \pi \times (1.369E-2/2)^{2} \times 16 \text{本}$ $+ \pi \times (1.072E-2/2)^{2} \times 1 \text{本}$ $= 0.01860 \text{m}^{2}$
ラック内側の流路面積A(m²)	−0.01860= m²
ラック内側の流速V(m/s) (添付3)	0.222 m/s
自然循環流量 (kg/s) G= ρ ×流速 V ×流路面積 A	$G = 0.6402 \times 0.222 \times $ $= kg/s$
ラック内側の温度 Tm(℃)(添付 4) ラック外側の温度 Ta(℃)(添付 4)	Tm: 278.3°C Ta: 152.5°C
ラックの内側から外側への伝熱による放熱量Q '(kW) (添付4)	0. 364kW
ラック内の空気の温度上昇(℃) ΔTg=(Q−Q')÷(G×Cp)(添 付4)	(1.52-0.364)÷(×1.043) =300℃ (5℃刻みで切り上げ)
燃料被覆管と空気の温度差(℃) ΔTw=Q2÷(熱伝達率×伝熱面積)	Q2=5kW ΔTw=5×1000÷ (14.41×21.96) = 20℃ (5℃刻みで切り上げ)
燃料被覆管温度(℃)	130 + 300 + 20 = 450°C

表 別1-13-1 燃料被覆管温度の評価

※空気の物性値(密度 ρ , 比熱 C_p) は,伝熱工学資料(圧力 0.1MPa,約 278 $^\circ$ (ラック内側空気の出入口平均温度))の値を使用。(添付 5 参照)

 $\rho : 0.6402 (kg/m^3)$

 $C_p : 1.043 (kJ/kg/K)$

※燃料棒の熱伝達率 h $1=Nu\times(\lambda\div D_H)=4.36\times(42.6E-3\div1.289E-2)=14.41 (<math>\mathbb{W}/\mathbb{m}^2/\mathbb{K}$) Nu: 発達した管内層流 1 の強制対流熱伝達に対するヌセルト数(4.36,伝熱工学資料より)

λ:空気の熱伝導率(42.6E-3(W/m/K), 伝熱工学資料より,約278℃の値)

D_H: 代表長さ (0.01289m, 等価直径)

※燃料棒の伝熱面積 $AH=(\pi \times 被覆管外径) \times$ 燃料有効長 \times 燃料棒本数=21.96 m^2

※ラック内側入口部 (燃料入口部) の空気温度は, CFD 解析による試算で求めた建屋内雰囲気温度から 130℃に設定した (添付8)。

本評価には、発熱量の軸方向分布、酸化反応に伴う発熱等を考慮して、最も高温となる燃料の崩壊熱の評価値に保守性を見込んだ5kWの値を設定。

	: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません
--	-----------------------------

¹ 燃料棒周辺の流れは燃料棒に四方を囲まれた管内流れと考えられ、燃料棒1本当たりの流路に対する代表長さ(水力等価直径)を適用し評価する。

本評価に基づきラック内側の流れに対してレイノルズ (Re) 数, グラスホフ (Gr) 数及びレイリー (Ra) 数 (Gr 数とプラントル (Pr) 数の積) を算出したところ, それぞれ約 70, 約 9, 250, 約 6, 570 となった。一般に鉛直管内流れの層流条件は, Re 数 \leq 10 3 , 10 3 \leq Ra 数 \leq 10 5 とされていることから, ラック内側は層流であると確認できる。

燃料被覆管温度 450°Cにおけるクリープラプチャ発生時間は約1_ヶ月(添付2)であり、燃料集合体の健全性は一定期間確保されることを確認した。従って、泊3 号炉において重大事故等が同時に発生した場合でも、泊1, 2 号炉 SFP の冷却水喪失に伴い、燃料被覆管がクリープラプチャするまでに、参集要員が SFP への補給又はスプレイ操作の対応にあたるための時間的な余裕は十分に確保できることから、泊3 号炉の重大事故等対応に影響を与えることはない(添付7)。

なお,第 385 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における資料では, ラック内側入口部の空気温度条件として MAAP5 を用いた敦賀2号炉の解析結果を参考に 建屋内雰囲気温度相当である 155℃と設定し,この場合の燃料被覆管温度評価結果 500℃, クリープラプチャが発生する最短時間約1日を泊1,2号炉の評価結果としていた。

しかし、添付8に示す泊2号炉 SFP を対象とした CFD 解析による試算では、空気の最高温度約 400 Cより燃料被覆管最高温度は 420 C、クリープラプチャが発生する最短時間は約 10 ヶ月と評価される。敦賀2号炉の解析はプラント停止期間が短く(2年)、停止後4年以上が経過している泊1、2号炉 SFP の評価に用いるには過度に保守的であると考え、適切なラック内側入口部の空気温度を設定することとした。

具体的には、泊2号炉の CFD 解析による試算においてラック内側入口部は約80℃であったが、建屋内空気の混合状況や時間的な揺らぎによる不確かさを考慮し、CFD 解析結果の建屋床面における SFP 周辺部雰囲気温度の最高値に一定の保守性を持たせ、ラック内側入口部の空気温度を130℃に見直した。

表 別 1-13-2 にラック入口部の空気温度見直し前後の燃料被覆管温度及びクリープラプチャが発生する最短時間の評価結果を示す。上記のとおり敦賀 2 号炉の解析は過度に保守的と考えられること,また,ラック内側入口部の空気温度 130 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ ないて冷却水が喪失した状況においても,燃料の健全性は最低でも 1 ヶ月以上にわたり確保されるものと考える。

表 別 1-13-2 燃料被覆管最高温度およびクリープラプチャが発生する最短時間

評価ケース	燃料被覆管最高温度	クリープラプチャが発生する最短時間						
ラック内側入口部の 空気温度:155℃	500℃	約1日						
CFD解析	420°C	約10ヶ月						
ラック内側入口部の 空気温度:130℃	450℃	約1ヶ月						

なお、SFP の保有水量は 1,500m³以上あり、何らかの事象により SFP が損壊し SFP 冷却水の漏えいが発生した場合でも、SFP 冷却水の全量喪失までには一定の時間を要する (注) と考えられる。

(注) SFP の冷却水喪失事故における漏えい規模の想定について

泊1,2号炉のSFPにおいて重大事故等を想定した場合,長期停止に伴い崩壊熱も小さいことから,SFP冷却水が沸騰に至るまで約6日を要し,安全対策上は問題とならない。一方,重大事故を上まわるSFPからの漏えいを伴うような事故に関しては、具体的な漏えい規模を想定することは難しいが、米国のガイドを参考に、以下考察を行った。

仮に、泊1、2号炉 SFP にて米国 NEI12-06 (FLEX ガイド) 、NEI06-12 (B. 5. b 対応ガイド) で要求される SFP スプレイ能力 200gpm (約 45. $4m^3/h$) に相当する SFP 冷却水の漏えいを仮定した場合、SFP 冷却水が全量喪失に至るまでは約 33 時間となり、SFP 冷却水の全量喪失に至るまでには一定の時間余裕がある。

さらに、NEI06-12 で要求される SFP への水の補給能力 500gpm (約 114m³/h) に相当する SFP 冷却水の漏えいを仮定した場合には、SFP 冷却水が全量喪失に至るまでは約 13 時間となるが、本条件は航空機の直接衝突を仮定したものであり、耐震 S クラスである SFP 設備において、地震によりこのような大規模な漏えいが発生することは考え難い。

<参考>

・NEI12-06 (FLEX ガイド)

2011 年の福島第一原子力発電所での事故を受けた大規模な自然災害への対応ガイドであり、SFP については、SFP への水のスプレイ能力 200gpm が要求されている。

・NEI06-12 (B. 5. b 対応ガイド)

2001 年の同時多発テロを受けた航空機テロへの対応ガイドであり、SFP については、SFP への水の補給能力 500gpm 及び SFP への水のスプレイ能力 200gpm が要求されている(補給とスプレイを同時に実施する必要はない)。

- 2. 泊1, 2号炉の SFP 冷却水の全量喪失を想定した場合の緊急時対策所への影響評価
- (1) 評価条件
 - a. 線源強度

燃料集合体の線源強度は以下のとおり計算した。

- (a) 現在, 泊1, 2号炉は停止中であり, また, 泊1, 2号炉 SFP に3号炉用の燃料は貯蔵しないことから, 泊1, 2号炉 SFP に新たに使用済燃料が追加されることはない。従って, 平成28年1月1日時点の燃料貯蔵状況等を考慮することとし, 燃料集合体を次のとおり分類する。
- イ. 燃焼度 (燃焼時間) については, 使用サイクル数を踏まえて 0~10,000 時間,10,000 ~20,000 時間,20,000~30,000 時間,30,000~40,000 時間に分類し,それぞれ の上限値を使用する。
- ロ. 冷却時間については、3年~4年、4年~5年、5年~7年、7年~10年、10年~ に分類し、それぞれの下限値を使用する。

評価に用いた分類毎の燃料集合体の数量を表 別 1-13-3 及び表 別 1-13-4 に示す。 なお,燃料は全てステップ 2 燃料とする。

(b) 計算には ORIGEN2 コードを使用し、線源強度は表 別 1-13-5 に示すとおり 7 群 のガンマ線エネルギに分類する。

表 別 1-13-3 泊 1 号炉 SFP 燃料集合体の評価条件

(単位:体)

(根本吐用)		冷却期間												
燃焼度(燃焼時間)	3年	4年	5年	7年	10年									
10,000 時間	0	12	0	0	0									
20,000 時間	0	20	4	4	3									
30,000 時間	0	44	12	30	96									
40,000 時間	0	45	41	39	54									
合計	0	121	57	73	153									

表 別1-13-4 泊2号炉SFP 燃料集合体の評価条件

(単位:体)

燃焼度(燃焼時間)	冷却期間												
%洗及(%洗时间)	3年	4年	5年	7年	10年								
10,000 時間	0	0	0	0	0								
20,000 時間	0	45	4	0	0								
30,000 時間	0	35	22	4	109								
40,000 時間	0	41	73	52	84								
合計	0	121	99	56	193								

表 別 1-13-5 ガンマ線のエネルギ分類

代表エネルギ	エネルギ範囲
(MeV)	(MeV)
0.4	E≦0.4
0.8	0. 4 <e≦0. 9<="" td=""></e≦0.>
1.3	0.9 <e≦1.35< td=""></e≦1.35<>
1.7	1. 35 <e≦1. 8<="" td=""></e≦1.>
2. 2	1.8 <e≦2.2< td=""></e≦2.2<>
2. 5	2. 2 <e≦2. 6<="" td=""></e≦2.>
3. 5	2.6 <e< td=""></e<>

b. 評価モデル

泊1,2号炉SFP周辺の評価点における線量評価モデルは以下のとおりとした。

- (a) 最も厳しい状態として SFP 水位がゼロの場合を想定する。なお、燃料の健全性は 保たれていることを前提とする。
- (b) SFP 直上での作業を行うことはないこと、SFP 上部開口部以外における直接線の 影響は SFP 側壁のコンクリート厚さを踏まえると無視できることから、鉛直上方向 に放出されるガンマ線のスカイシャイン線を評価対象とする。
- (c) a. (a) にて分類した各燃料集合体を、その上端部に位置する点線源に変換する。変換に当たっては、燃料集合体の自己遮蔽を考慮し、SPAN-SLAB コードを用いて上空での線量率を求め、当該位置においてその線量率と等価な線量率を与える点線源強度を設定する。
- (d) 評価モデルの概要を図 別 1-13-2 に示す。評価点におけるスカイシャイン線量率の計算にあたっては、c. にて設定した点線源が SFP の中心に配置されているものとして SCATTERING コードにより計算する。
- (e) 影響評価に当たって設定する評価点とその評価条件を図 別 1-13-3 及び表 別 1-13-6 に示す。

評価点選定の考え方は以下のとおりとした。

イ. 緊急時対策所への複数の参集ルートを踏まえ、参集ルートのうち線量影響が最大 となる2号炉 SFP 最近接点を評価点として選定する。

なお、貯蔵している燃料状況から1号炉SFPよりも2号炉SFPからの線量影響の方が大きい。

- ロ. 緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業地点を評価点として選定する。
- ハ. 緊急時対策所の居住性の観点から緊急時対策所中心点を評価点として選定する。 なお、中心点の評価では、コンクリート(密度: 2.15g/cm³) による遮蔽効果 を考慮する。

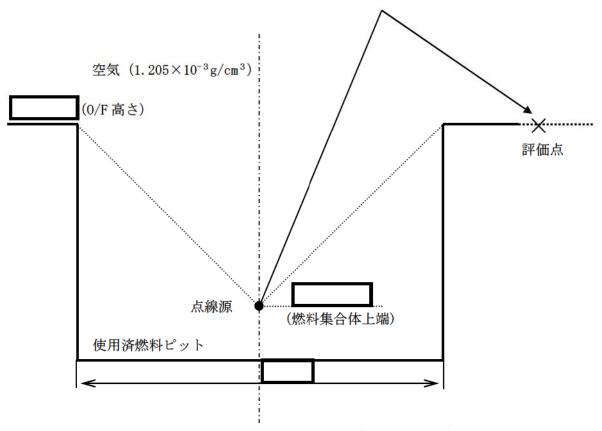


図 別1-13-2 スカイシャイン線量の評価モデル

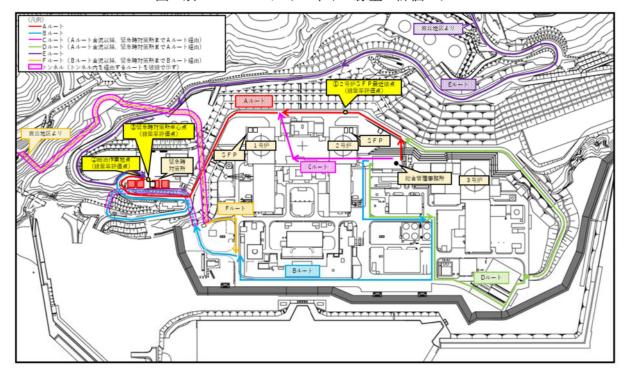


図 別1-13-3 緊急時対策所への参集ルート等を踏まえた評価点

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。34 条−別添 1−155

評価点	SFP 中心か	コンクリート厚さ※ (cm)	
①参集ルートのうち2	1 号炉	約 196m	_
号炉 SFP 最近接点	2号炉	約 36m	_
②緊急時対策所用発電	1 号炉	約 220m	i—.
機への給油作業地点	2 号炉	約 407m	_
③緊急時対策所中心点	1 号炉	約 217m	65
② 祭忌時刈泉所中心息	2 号炉	約 402m	65

表 別1-13-6 緊急時対策所にかかる評価条件

※評価に当たっては、マイナス側許容差 5mm を考慮する。

2. 評価結果

線量率の評価結果を表 別1-13-7に示す。

並在 占	線量率(mSv/h)									
評価点	号	合計								
①参集ルートのうち2	1 号炉 SFP	₩1 G . 4								
号炉 SFP 最近接点	2 号炉 SFP	約 6.0	約 6.4							
②緊急時対策所用発電	1 号炉 SFP	約 2.7×10 ⁻¹	約 3. 1×10 ⁻¹							
機への給油作業地点	2 号炉 SFP	約3.8×10 ⁻²	イン ボン 3. 1 × 10 - 1							
② 取為時分等形由心占	1 号炉 SFP	約3.4×10 ⁻⁴	約 3.8×10 ⁻⁴							
③緊急時対策所中心点	2 号炉 SFP	約 4.7×10 ⁻⁵	ポリ 3. 8 < 10							

表 別1-13-7 泊1, 2号炉 SFP 冷却水喪失時の線量評価結果

緊急時対策所への参集ルート上で、泊1、2号炉 SFP 内の使用済燃料からの線量影響が最大となる地点における線量率は約6.4mSv/h,緊急時対策所近傍の屋外作業となる緊急時対策所用発電機への給油作業地点における線量率は約0.31mSv/h となった。緊急時対策所への移動に際して、参集ルート上の線量率をこの線量率で代表し移動時間を考慮しても線量は小さくアクセス性に問題なく、また、給油も7日間の作業を考慮しても約0.12mSvであるため作業性に問題はない。

また、緊急時対策所中心点における線量率は約 0.38μ Sv/h であり、7 日間の滞在を考慮しても約0.064mSv であるため、居住性に与える影響は極めて小さい。

以上より, 泊1, 2号炉 SFP 発災時においても, 緊急時対策所を拠点とする活動に支障がないことを確認した。

泊1,2号炉 使用済燃料ピット発災時の燃料健全性評価に用いた崩壊熱について

泊1,2号炉の使用済燃料ピット(以下「SFP」という。)の冷却水が全量喪失した状態を想定した場合の燃料健全性評価に用いた崩壊熱については、ステップ2燃料の安全審査時に用いた評価条件を基に以下の通り算出した。

1. ステップ2燃料の安全審査での評価条件

表 別1-13-8 泊1,2号炉安全審査における使用済燃料ピット熱負荷評価条件

	泊1(2)号炉
崩壊熱曲線	・FP崩壊熱:日本原子力学会推奨値+不確定性(3σ)※
	・アクチニド崩壊熱: ORIGEN2 コード評価値+不確定性 (20%)
燃料条件	・燃焼度
	3回照射燃料 55,000MWd/t
	2回照射燃料 36,700MWd/t
	1 回照射燃料 18,300MWd/t
	・ウラン濃縮度 : 4.8wt%
照射回数	3 サイクル照射取出
運転期間	13 ヶ月
停止期間	30 日
燃料取出期間	7.5 日
燃料取出	1/3 炉心分が定検ごとに使用済燃料ピットに取り出され、また、1
スキーム	(2)号炉の全炉心分とあわせて使用済ピット貯蔵容量一杯に保管さ
	れているものと仮定

※:「軽水炉動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定,平成4年6月11日一部改定)」においてその使用が認められている。

2. 今回の評価に用いる崩壊熱

今回の評価に用いる SFP 保管燃料の崩壊熱については、ステップ 2 燃料の安全審査で用いた発熱量および冷却期間を基に実際の冷却期間に応じた崩壊熱を算出した。 具体的には、

- ① 例えば, 泊1号炉の1715日冷却の燃料(前サイクル装荷燃料121体)については, 冷却日数が4サイクル冷却(1708日)と5サイクル冷却(2133日)の間で内挿することにより算出した。その他冷却期間の燃料についても同様に算出した。
- ② 1号炉の7サイクル冷却(2983日)以上の冷却燃料については,保守的に全て7サイクル冷却燃料として扱う。
- ③ 2号炉の7サイクル冷却(2983日)以上の冷却燃料については、保守的に全て7サイクル冷却燃料として扱う。
- ④ 実際の燃焼度にかかわらず、保守的に全て 55,000MWd/t と設定する。

上記方法により, 泊1, 2号炉 使用済燃料ピット発災時の燃料健全性評価用の崩壊熱を表 別-1-13-9, 表 別-1-13-10 のとおり算出した。

3. 結論

泊1,2号炉 使用済燃料ピット発災時の燃料健全性評価用の崩壊熱については,泊1号は1.40kW, 泊2号は1.52kWとする。なお、SFP全体の崩壊熱は、1号炉は約467kW、2号炉は約550kWである。

以上

表 別1-13-9 泊1号炉使用済燃料ピットに貯蔵する使用済燃料の崩壊熱

رد.			8 8	3 6	-				-			S								
崩壊熱 [kW]		183		46		89		170									467			
本[本		183		43		57		121									404			
(2016.1.1時点)を1体当たりの崩壊熱	崩壊熱[kw]	1.000	T.	1.049		1.186	T	1.397	V										Г	
冷却期間 (2016.1.1時点)を 考慮した1体当たりの崩壊熱	冷却期間[日]	3,184日		2,705日		2,181日		1,715日												今回評価
1 体当たりの 崩壊熱[kW]			1.000		1.075		1.200		1.400	1.825	2,750		5.025							
			1		1		1		1	1	1		1					ر [
崩壊熱 [MW]			0.04		0.043		0.048		0.056	0.073	0.11		0. 201	1. 424	1.543	1.7				
体数			1/3炉心		1/3炉心		1/3炉心		1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心		1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心				
冷却期間			(13 x 月 + 30 日) ×7+7.5 日 →2,983 日		(13 x 月 + 30 日) ×6+7.5 日 →2,558 日		(13 x 月 + 30 日) ×5+7.5 日 →2,133 日		(13 x 月 + 30 日) ×4+7.5 日 →1,708 日	(13 ≠ 月 + 30 日) ×3+7.5 日 →1,283 日	(13 + 月 + 30 日) ×2+7.5 日 →858 日		(13ヶ月+30日) ×1+7.5日→433日	7.5日	7.5日	7.5日		3	-[安全審査
取出燃料			7サイクル冷却済燃料		6サイクル冷却済燃料		5サイクル冷却済燃料		4サイクル冷却済燃料	3サイクル冷却済燃料	2サイクル冷却済燃料		1 サイクル冷却済燃料	今回取出	今回取出	今回取出	合計			

別 1-13-10 泊2号炉使用済燃料ピットに貯蔵する使用済燃料の崩壊熱

表

崩壊熱「Lvw」	LW.	224		26		63		53		184							550	
体数「体】	-	224		25		26		43		121							469	
(2016.1.1時点)を1体当たりの崩壊熱	崩壊熱[kW]	1.000		1,023	-	1.113	¥ -:	1.228	-	1.519								坦
冷却期間(2016.1.1時点)を 考慮した1体当たりの崩壊熱	冷却期間[日]	3,331日		2.850日		2,429日		2,073日		1,589日								今回評価
1体当たりの間極数[Lw]	703 50X 70X LAW J		1.000		1.075		1.200		1.400		1.825	2.750	5.025					
			1		1		1		1		↑	1	1					
崩痿熱「MW」	Lm. 1		0.04		0.043		0.048		0.056		0.073	0.11	0.201	1,424	1.543	1.7		
体数			1/3炉心		1/3炉心		1/3炉心		1/3炉心		1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心	1/3炉心		
冷却期間			(13 7 月 +30 日) ×7+7.5 日 →2,983 日		(13 \nearrow 月 +30 日) ×6+7.5日 →2,558日		(13 x 月 +30 日) ×5+7.5 日 →2,133 日		$(13 + 30 + 30 = 30 = 3) \times 4 + 7.5 = 31,708 = 31$		(13 + 30 = 1) ×3+7.5 $= -1$, 283 $= -1$	(13 + 30 = 30) ×2+7.5 $= 358$	(13 + 30 = 30) ×1+7.5 $= 33$	7.5 H	7.5月	7.5月		文全審査
取出燃料			7サイクル冷却溶燃料		6サイクル冷却溶燃料		5サイクル冷却済燃料		4サイクル冷却済燃料		3サイクル冷却済燃料	2サイクル冷却済燃料	1 サイクル冷却済燃料	今回取出	今回取出	今回取出	合計	

添付2

泊1,2号炉 使用済燃料ピット発災時の クリープラプチャ発生時間の評価結果について

泊1,2号炉の使用済燃料ピット(以下「SFP」という。)の冷却水が喪失し燃料被覆管温度が上昇した状態におけるクリープラプチャ発生までの時間を以下の通り評価し、相当な期間、燃料の健全性が確保されることを確認した。

1. クリープラプチャ発生時間評価

(1) 評価条件

評価条件を以下のとおり設定した。

- 燃料被覆管温度:500℃
- 燃料被覆管周方向応力σ:134MPa

$$\sigma = \frac{pD}{2t}$$

p:燃料棒内圧(=16.4MPa³:ステップ2燃料の設置許可申請書上の炉心に おける内圧評価値と同等と設定。)

$$D:$$
 被覆管平均径 $(=\frac{D_0 + D_1}{2} = 10.1 \text{mm})$

D₀:被覆管外径 (=10.72mm) D₁:被覆管内径 (=9.48mm) t:被覆管肉厚 (=0.62mm)

(2) 評価手法

「04-基炉報-0001 平成 15 年度 リサイクル燃料資源貯蔵施設安全解析コード改良試験 (燃料の長期安全性に関する評価報告書)」(独立行政法人原子力安全基盤機構)に示されるラーソンミラー・パラメータと応力の相関式4のうち、使用済燃料被覆管の式を用いて、クリープラプチャ発生時間を評価する。

$$\sigma = 1.097 \times 10^5 \cdot \exp(-4.059 \times 10^{-4} \times \text{LMP})$$

σ:周方向応力(=134MPa)

LMP: ラーソンミラー・パラメータ $(=T(20+\log_{10}tr))$

T:試験温度 (=773K:燃料被覆管温度 500℃を想定)

tr:破断時間(時間)

(3) 評価結果

上記評価条件でのクリープラプチャ発生時間は、約24時間(約1日)である。

2. まとめ

泊1,2号炉のSFP 冷却水が喪失し燃料被覆管温度が上昇した状態において,クリープラプチャが発生するまでの時間評価の結果を踏まえると,相当な期間,燃料の健全性は確保される。

以上

³ 定格運転時における燃料棒最高内圧評価値 14.6MPa (泊 1/2 号機 14×14 型燃料体設置許可申請書の記載値) に不確定性を考慮した保守的な設定。

⁴ 使用済燃料被覆管を用いた被覆管クリープラプチャ試験の結果に基づくフィッティング式。

添付3

燃料ラック内側の自然対流速度の評価について

SFP冷却材の喪失時には、ラック内にある燃料集合体が露出するが、燃料集合体で加熱された空気の密度が小さくなるために密度差(浮力)に起因する自然対流が発生する。この加熱された空気はプール上側に流出するが、事故時に建屋解放の運用とすることで、加熱された空気を建屋外に放出し、建屋外から外気を流入させることで燃料集合体を冷却させる自然循環が形成される。

自然対流による空気の循環流量は、プールにあるラック内外の空気密度差を駆動力とし、循環経路の各部で発生する圧力損失を考慮することで決まる。SFP建屋は大きな空間であり、循環経路で発生する圧力損失は主として燃料体を流れる空気の摩擦抵抗となることから、空気密度差とこの摩擦抵抗の運動量バランスから、SFP系内を循環する自然対流速度が推定できる。

機械工学便覧では、発達した領域における層流のヌセルト数 Nu と管摩擦係数 C_f の定義式として、

$$Nu = \frac{\alpha \cdot d_s}{a}$$

$$c_{f} = \left| \frac{\Delta P}{dx} \right| \cdot \left(\frac{d_{s}}{2} \right) \cdot \left(\frac{1}{\rho v^{2}} \right) \tag{2}$$

が記載されており、②式が自然対流速度に関係している。②式において ds は代表長さ (円管の場合は直径) (m), $|\frac{\Delta P}{dx}|$ は単位長さ当たりの圧力損失 (Pa/m), ρ は密度 (kg/m^3), v は流速 (m/s) である。

また、管群での発達した領域における層流で、管からの一様の発熱を仮定する場合⁵、文献(NUREG/CR-7144)によると管群体系では

$$c_f \cdot Re = 25,$$

の関係があり、ここで、レイノルズ数 Re は、

$$Re = \frac{d_s \cdot v}{v} \tag{4}$$

により定義される。 ν は動粘性係数(m^2/s)である。③式に②式および④式を代入して、流速 ν について整理すると、

$$v = \frac{1}{25} \left| \frac{\Delta P}{dx} \right| \cdot \left(\frac{d_{S}^{2}}{2} \right) \cdot \left(\frac{1}{a_{S}^{2}} \right)$$
 (5)

を得る。一方、自然対流冷却状態においては圧力損失と自然循環力がバランスし、

$$\left|\frac{\Delta P}{dx}\right| = \Delta \rho^* \cdot g = \frac{\rho_{\text{out}} - \rho_{\text{in}}}{2} \cdot g = \frac{\Delta \rho}{2} \cdot g \tag{6}$$

⁵ 本評価では平均流速を導出するため出力分布は一様として考える。但し、考慮する出力は燃料 1 体あたりの崩壊熱が最も高い場合を考える。

となる。ここでは差圧を発生させる密度差の定義として、ラック内側空気の平均密度(入口/出口流の平均)とラック外側空気の密度の差

$$\Delta \rho^* = \frac{\rho_{\text{in}} + \rho_{\text{out}}}{2} - \rho_{\text{in}} = \frac{\rho_{\text{out}} - \rho_{\text{in}}}{2} = \frac{\Delta \rho}{2}$$

とする。 $\Delta \rho$ は流路出入口の密度差(kg/m³), gは重力加速度(m/s²)である。⑥式を⑤式に代入し、

$$v = \frac{1}{100} \cdot g \cdot \Delta \rho \cdot \left(\frac{d_s^2}{\rho \nu}\right) \tag{7}$$

が得られ,本式により自然対流速度 v を評価する。

される場合のヌセルト数で、式 (539) によって評価すること ができる.

以上は流体の物性値が一定の場合であるが、実際には物性値 ある. 流体が気体の場合には、物性値を膜温度 $T_f = (T_w +$ T_w)/2 で評価し、液体の場合には平板面温度 T_w で諸物性値 を評価する方法が使用されている. 後者の場合には、上記の方 法を採用しても (μω/μω) なる粘性係数の比になお若干の依存 性があるとされている(196).

5・7・2 管内流(内部流)の強制対流層流熱伝達

管内(内部)流の熱伝達率を定義するにあたっては、本項では 流体の代表温度として、着目する管断面内の流体の混合平均温 度 Tb (① mixed mean temperature, ② bulk temperature) を用いる. T。は、たとえば内部に温度と速度の分布のある水 流を容器に受けてよくかくはんしたときの平均温度である. 入 口温度 T_{in} (K)、流量 W (kg/s) の流れに対し、入口からあ る位置 x までに Q(W) の熱量が与えられるとき、 x にお ける混合平均温度は,

$$T_b(x) = T_{in} + Q/(c_\rho W) \tag{541}$$

となる. c。は流体の定圧比熱 [J/(kg·K)] である.

直径 d の円管を例とし、断面内の温度分布 T(r) と速度分 布 u(r) が半径 r の関数であるとき、混合平均温度は、

$$T_{b} = \frac{\int_{0}^{d/2} T(r)u(r)rdr}{\int_{0}^{d/2} u(r)rdr}$$
 (542)

と元来は定義されるものであるが、上述のように熱収支のみか らも求められるので、管内流の代表温度として用いられること

a. 発達した領域における層流熱伝達 前項の平板に沿う 流れの場合とは異なり、管内流においては, 入口から十分後方

では発達した流れが形成される (5・6・2・b 参照). このと き,加熱(または冷却)開始点からも十分後方であれば、熱伝 達率は流れ方向に一定値となり、これを発達した領域における 変化が無視できるほど温度差 $(T_w - T_w)$ が小さくない場合が 、熱伝達率 (heat transfer coefficient of fully developed region) という。ただし、加熱条件などが流れ方向に変化したり、流体 の物性値の温度依存性が無視できない場合には、完全な一定値 とはなり得ない.

> 表 71 には、層流における発達した熱伝達率 (heat transfer coefficient of fully developed laminar flow) と 管摩擦係数 (friction coefficient of fully developed laminar flow) を, 円 管と二重円管に対して、壁温一定と熱流束一定の加熱条件につ いて示す、ヌセルト数 (N_u) と管摩擦係数 (C_r) は、次のよ うに定義される.

$$N_u = \alpha d_e / \lambda \tag{545}$$

 $C_f = |dP/dx| \cdot (d_a/2)/(\rho u_a^2)$ (546)

ここに, α は熱伝達率 [W/(m²-K)], dP/dx は圧力損失 (Pa /m), um は管断面内の平均流速 (m/s), ρ と λ は流体の密度 (kg/m^3) と熱伝導率 $[W/(m\cdot K)]$ である. d_e は水力等価直径 (hydraulic diameter) (m) で,

$$d_e=4\times$$
(流路断面積)/(ぬれぶち長さ) (547)

と定義され、円管に対しては $d_e=d$ となる.

層流の発達したヌセルト数は、レイノルズ数やプラントル数 にはよらず、流路形状や加熱条件のみによって決まる定数とな る. 他の形状については、脚注(197)や脚注(198)の文献に 詳しい。

b. 助走区間における熱伝達率 (heat transfer coefficient in entrance region of laminar flow) 加熱開始点から下流に むかっては、温度境界層が次第に発達する領域があり、これを 温度助走区間 (thermal entrance region) と呼ぶ. この領域で は温度境界層がまだ薄いため、熱伝達率は発達した値より高く

表 71 発達した管内層流の熱伝達率と摩擦係数(197)(198)

	登温一定 熱流束一定 断熟壁
日誓	平行 二重円管の r* = 1.0 参照
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	(7-23i) (7-23i) (7-24)
$r^* = d_t/d_o$	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
$ 1 = \begin{bmatrix} T_i = T_o & N_{v_o} & \infty & 6.47 & 4.89 & 4.00 \\ N_{u_o} & 2.67 & 3.27 & 3.52 & 4.00 \\ T_i = T_o & N_{u_i} & \infty & 12.6 & 9.44 & 7.54 \\ N_{v_o} & 3.66 & 5.70 & 6.40 & 7.54 \end{bmatrix} $	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
2 i N _u , co 7.37 5.74 4.86 2 o N _u 3.66 4.23 4.43 4.86	$N_{uo} = N_{uoo} / (1 - \beta_o (q_i/q_o))$ 式(544) 注意: $q_i/q_o = \beta_i$ では $T_i = T_o$, $q_o/q_i = \beta_o$ では $T_o = T_b$ となる。

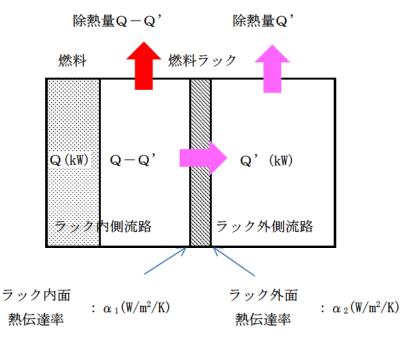
(196) Rubesin, M. W. and Inouye, M. (ed. by Rohsenow, W. M. and Hartnett, J. P.) Handbook of Heat Transfer, 8-64 (1973), McGraw-Hill. (197) Shah, R. K. and London, A. L., Laminar Flow Forced Convection in Ducts, Adv. Heat Transfer, Suppl. 1 (1978), Academic (198) Lundberg, R. E., ほか2名, Int. J. Heat Mass Transfer, 6-6 (1963), 495. (199) 日本機構學会編 存執了學答料 (西雪電 Press.

添付4

燃料ラック(キャン型)からラック外側への伝熱量の評価について

燃料崩壊熱量の高い泊2号炉を対象に、空気の自然循環による冷却を燃料ラック(キャン型)の内外において考慮し、燃料ラックの内外面の表面熱伝達を求めてラック外側への 伝熱量を評価する。

なお、燃料ラックの内外面の熱伝達率と比較すると、ラック本体(材質:ステンレス鋼、板厚: mm)の熱抵抗は十分小さいことから、燃料ラックの内外面の温度は同じとみなす。 以降、添え字「1」はラック内側を、「2」はラック外側を表す。



① 燃料ラック内側の熱伝達率 (α1)

燃料ラック内部は、燃料被覆管の表面熱伝達に考慮している Nu 数 4.36⁷を用い、壁面近傍の流路形状を反映して評価する。

表面熱伝達率 α1 は以下の(1)式で表せられる。

 $\alpha_1=Nu\times(\lambda_1\div De)$ …(1) 但し, $\alpha_1:$ ラック内面熱伝達率($W/m^2/K$) $\lambda_1:$ ラック内空気熱伝導率(W/m/K)

De:燃料棒-ラック壁面間流路の等価直径(m)

 λ_1 の参照温度 Tr_1 は、出入口の平均温度にて設定する。なお、後述する繰り返し計算により算出する値である。

	: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません
--	-----------------------------

 $^{^{6}}$ ℓ : 板厚, λ sus: ラックの熱伝導率=16.5(W/m/K)@400K とすると,ラック本体の熱抵抗 ℓ/λ sus は 10^{-4} のオーダである。

⁷ 燃料ラック内側壁面近傍の流れはラック及び燃料棒に囲まれた管内流れと考えられることから、発達した管内層流の熱伝達率を求める。

 $Tr_1=0.5\times(Tin+Tout_1)$

 \cdots (2)

但し, Tout₁: ラック内側出口温度(℃)

Tin: ラック内側入口温度(℃) (=155℃)

等価直径 De は以下の(3)式で表せられる。単位流路面積 A は 燃料棒ピッチ 14.1(mm), 燃料棒直径 10.72(mm) および 燃料棒中心-壁面間距離 (mm) より算出できる。

ラック壁面 一 燃料棒

 $De=4A \div L$

 \cdots (3)

但し, A:単位流路面積(m²)

L:濡れぶち長さ(m)

以上、(1)式~(3)式からラック内面熱伝達率 α1を得る。

② 燃料ラック外側の熱伝達率 (α₂)

燃料ラック外部は,壁面からの熱流束を一定とした場合®の自然対流を考慮して評価する。 鉛直平板周りの自然対流熱伝達特性を表す Nu 数®は,空気の場合,伝熱工学資料より以下 の(4)式で表せられる。

 $Nu = 0.0185 \times Ra^{0.4}$... (4)

但し、 Ra: レイリー数(-)

 $Ra = Gr \times Pr$...(5)

但し, Gr:グラスホフ数(-)

Pr:プラントル数(-) (0.71)

 $Gr = g \times \beta \times (Tout_2 - Tin) \times Heff^3 \div v_2^2$...(6)

但し, g: 重力加速度(m/s²)

β:空気の体積膨張率(1/K) (Tin=155℃時)

Heff:有効伝熱面<u>高さ(m)</u>

(= (m): サポートプレート間距離の半分)

ν₂:動粘性係数(m²/s)

ここで、(6)式において、ラック外側の自然対流における空気の流れがサポートプレート により制限を受け、有効伝熱高さ全体がラック内外の熱伝達において十分に寄与しない可 能性を考慮し、有効伝熱面高さ Heff を保守的にサポートプレート間距離の半分とした。

 ν_2 の参照温度 Tr_2 は、(6)式の通り出入口の平均温度にて設定する。 $Tout_2$ は後述する繰り返し計算により算出する値である。

 $Tr_2=0.5\times (Tin+Tout_2)$... (7)

: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

⁸ 本評価では、ラック外側への総通過熱量を導出するために平均的な熱伝達率を考える。但し、 考慮する出力は燃料 1 体あたりの崩壊熱が最も高い場合を考える。

⁹ ラック外側(キャン外面近傍)の空気流れはラック内側からの入熱による温度上昇によって自然対流となり、その伝熱特性に基づきラック外側へ放熱される。このような体系における伝熱特性は鉛直平板周りの自然対流伝熱特性に相当し、その相関式が適用出来る。

ここで Ra 数を導出すると、 1×10^{10} 以上で乱流領域にあり、(4) 式の適用範囲にあることが確認できる。

ラック外面熱伝達率α2は以下の(8)式で表せられる。

$$\alpha_2 = \text{Nu} \times (\lambda_2 \div \text{Heff})$$
 …(8)
但し、 $\alpha_2 :$ ラック外面熱伝達率($\text{W/m}^2/\text{K}$)
 $\lambda_2 :$ ラック外空気熱伝導率(W/m/K)

以上, (4)式~(8)式からラック外面熱伝達率 α2を得る。

なお、 α_2 はラック外側の自然対流を前提としているため、その成立性については添付 6にて確認している。

③ 燃料ラック内外の熱収支

燃料ラック内面から外面への熱通過率 $K(W/m^2/K)$ は、(1)式および(8)式より以下の(9)式の通り設定される。

$$K = 1 \div (1 \div \alpha_1 + 1 \div \alpha_2) \qquad \cdots (9)$$

これを用い、燃料ラックの内側から外側への伝熱量 Q'(W) は以下の(10) 式により表せられる。

Im: フック内代表温度(℃)
Ta: ラック外代表温度(℃)

ラック熱伝達面積 A_1 はラック外幅 m および有効伝熱面高さ Heff より算出される。 ラック内代表温度 Tm およびラック外代表温度 Ta は以下の(11)式,(12)式より設定される。

$$Tm = Tout_1 - 0.50 \times (Tout_1 - Tin) = 318.6 (\degree)$$
 ... (11)
 $Ta = Tout_2 - 0.50 \times (Tout_2 - Tin) = 180.0 (\degree)$... (12)

(9)式 \sim (12)式より Q'が定まれば、表 別 1-13-1 に示したラック内の空気の温度上昇 Δ Tg を求めることができる。

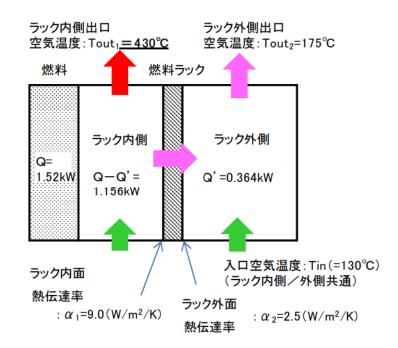
$$\Delta$$
 Tg=Tout₁-Tin=(Q-Q')÷(G×Cp) …(13)
但し、Q:燃料の崩壊熱(W)(=1,520W)
G:自然循環流量(kg/s)(= kg/s)
Cp: ラック内空気の比熱(J/kg/K)(温度 Tr₁における空気の比熱)

以上の(1)式から(13)式まで(ただし,(3)式を除く)の計算を,ラック内外の熱収支が大よそ釣り合うまで繰り返し行う。その結果,表 別 1-13-11 に示す値となる。

: 枠	囲みの内容	容は機密	情報に属	します	つで:	公開で	きませ	ん。

表 別1-13-11 各項目の繰り返し計算結果

項目	単位	計算結果
ラック内側出口温度 Tout1	$^{\circ}$	430
ラック内側物性参照温度 Tr1	$^{\circ}$	278
ラック内面熱伝達率 α1	W/m ² /K	9. 0
ラック外側出口温度 Tout2	$^{\circ}$	175
ラック外側物性参照温度 Tr ₂	${\mathbb C}$	151
ラック外面熱伝達率 α 2	W/m ² /K	2.5
ラック内面から外面への熱通過率 K	W/m ² /K	1. 957
ラック内側代表温度 Tm	${\mathbb C}$	278. 3
ラック外側代表温度 Ta	$^{\circ}$	152. 5
ラック内側から外側への放熱量Q'	W	364
ラック内の空気の温度上昇ΔTg	$^{\circ}$	300



伝熱工学資料の抜粋

2・3 自然対流熱伝達

記号

C1:プラントル数の関数

$$\left\{ = \frac{3}{4} \left(\frac{Pr}{2.4 + 4.9\sqrt{Pr} + 5Pr} \right)^{1/4} \right\}$$

C2:プラントル数の関数

$$\left\{ = \left(\frac{Pr}{4 + 9\sqrt{Pr} + 10Pr} \right)^{1/5} \right\}$$

d:球あるいは円柱の直径

Gr:グラスホフ数

 $\{=g\beta(T_w-T_\infty)l^3/\nu^2, g\beta(T_w-T_\infty)d^3/\nu^2\}$

 Gr_x : 局所グラスホフ数 $\{=g\beta(T_w-T_\infty)x^3/\nu^2\}$

 Gr_x^* : 局所修正グラスホフ数 (= $Gr_x \cdot Nu_x$)

hx:局所熱伝達率

 $\{=q_x/(T_w-T_\infty)$ あるいは $q/(T_{wx}-T_\infty)\}$ $[W/(m^2\cdot K)]$

 \bar{h} :平均熱伝達率 $\{=\bar{q}/(T_w-T_\infty)\}$

[W/(m²·K)]

 $[W/m^2]$

[m]

l: 平板あるいは円柱の高さ \overline{Nu}_{l} : 平均ヌセルト数 (= $\overline{hl}(\lambda)$)

 \overline{Nu}_d : 平均ヌセルト数 $(=\overline{h}d/\lambda)$

 Nu_x : 局所ヌセルト数 (= h_xx/λ)

g:熱流束

$Ra: \nu - \nu - 数 (= Gr \cdot Pr)$

 Ra_x^* : 局所修正レーレー数 $(=Gr_x^*Pr)$

n: 円柱半径 [m]

Sc:シュミット数

T:温度 [K]

 T_m : $E = \frac{1}{2} (T_w + T_\infty)$ [K]

x:鉛直平板あるいは鉛直円柱の下端からの距離 [m]

β:体膨張係数

 $=\frac{(\rho_{\infty}-\rho_{m})}{\rho_{m}(T_{m}-T_{\infty})}$ (液体), = $\frac{1}{T_{\infty}}$ (理想気体) [1/K]

θ:鉛直からの傾斜角

φ:水平からの傾斜角

添字

c: 円柱

d,1:代表長さ

p:平板

x:高さxにおける局所値

w:壁面

∞:周囲流体

r:代表值

cri:遷移点

m:膜温度 T_m における値

ii. 熱伝達率 層流熱伝達の特性は次式で与えられる(*)。 一様伝熱面温度の場合

(局所) $Nu_x = C_1(\nu_\infty/\nu_w)^{0.21} Ra_x^{1/4}$;

$$10^4 \lesssim Ra_x \lesssim 4 \times 10^9 \sim 3 \times 10^{10}$$
 (2)

(平均)
$$\overline{Nu_l} = \frac{4}{3} (Nu_x)_{x=l}$$
 (3)

ただし、空気の場合は $(\nu_{\omega}/\nu_{\omega})=1$ とする(以下同様)。 一様伝熱 面熱流束の場合

$$Nu_x = C_2(\nu_\infty/\nu_w)^{0.17} Ra_x^{*1/5}$$

$$10^5 \lesssim Ra_x^* \lesssim 2 \times 10^{12} \sim 3 \times 10^{13} \tag{4}$$

式(4)は熱流束を与えて、局所の伝熱面温度を求めるものであることに注意。

乱流熱伝達率は実験者によって ± 20 %程度の差異がある。また、Raに対する Nu の依存性も、流体によって異なる。従って、熱伝達率を算出するには図 $1\sim$ 図 3 を利用することを推奨する。なお、種々の実験式の例が文献(2)にまとめてある。平均熱伝達率は遷移開始の Ra_x の値によって大きく影響されるが、概略値は次式によって与えられる。

$$(\overline{Nu_l})_{\infty} = (0.0185 \pm 0.0035) (\nu_{\infty}/\nu_w)^{0.21} (Ra_l)_{\infty}^{2/5}$$

$$(Ra_l)_{\infty} \gtrsim 10^{10}$$
(5)

1・2 定常熟伝導

定常熱伝導は、熱伝導基礎方程式、 $1\cdot1$ 節式(2)、(3)、(4) などにおいて $\partial T/\partial \tau = 0$ 、温度分布が時間によって変化が認められない状態の熱伝導である。

基礎方程式は
$$V^2T=0$$
 (1)

内部発熱のある場合は
$$\nabla^2 T + \dot{Q} \lambda = 0$$
 (2)

簡単な一次元定常熱伝導

a. 平板の場合

(i) 1板の平板の定常熱伝導、 $(x=0, T=T_1, x=l, T=T_2, 伝熱面積 A m^2)$

$$\int 温度分布 \frac{T_1 - T}{T_1 - T_2} = \frac{x}{l}$$
 (3)

通過熱量
$$q = \lambda \cdot A(T_1 - T_2)/l$$
 (4)

通過熱量
$$q=K\cdot A(T_{1f}-T_{2f})$$
 (5)

熱通過率
$$K = \frac{1}{1/h_1 + l/\lambda + 1/h_2}$$
 (6)

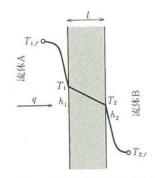


図 1 平板の両面で熱伝達のある定常熱伝導(熱通過)

空気の物性値 (伝熱工学資料)

物質	T	ρ	Cp	η	ν	λ	а	Pr
12774	K	kg/m³	kJ/(kg·K)	μPa•s	mm²/s	mW/(m•K)	mm²/s	 -
	100	3.6109	1.072	7.1(6)	1.97	9.22(6)	2.38	0.826
	150	2.3661	1.018	10.4(6)	4.40	13.75(6)	5.71	1
	200	1.767 9	1.009	13.4(6)	7.58	18.10(6)	1	0.747
	240	1.4715	1.007	15.5(6)	10.5	21.45(6)	14.48	0.728
	260	1.3578	1.007	16.6(6)	12.2	23.05(6)	16.86	0.725
	280	1.260 6	1.007	17.6(6)	14.0	24.61(6)	19.39	0.720
	300	1.1763	1.007	18.62	15.83	26.14	22.07	0.717
	320	1.1026	1.008	19.69	17.86	27.59	24.82	0.719
	340	1.0376	1.009	20.63	19.88	29.00	27.70	0.718
	360	0.9799	1.011	21.54	21.98	30.39	30.68	0.717
空気	380	0.928 2	1.012	22.42	24.15	31.73	33.78	0.715
Air	400	0.8818	1.015	23.27	26.39	33.05	36.93	0.715
	420	0.8398	1.017	24.10	28.70	34.37	40.24	0.713
	440	0.8016	1.020	24.90	31.06	35.68	43.64	0.712
	460	0.7667	1.023	25.69	33.51	36.97	47.14	0.711
	480	0.7347	1.027	26.46	36.01	38.25	50.69	0.710
	500	0.7053	1.031	27.21	38.58	39.51	54.33	0.710
	550	0.6412	1.041	29.03	45.27	42.6	63.8	0.709
	600	0.5878	1.052	30.78	52.36	45.6	73.7	0.710
	650	0.5425	1.064	32.47	59.9	48.4	83.9	0.714
	700	0.5038	1.076	34.10	67.7	51.3	94.6	0.715
	800	0.4408	1.099	37.23	84.5	56.9	117	0.719
	900	0.3918	1.122	40.22	102.7	62.5	142	0.722
	1000	0.3527	1.142	43.08	122.1	67.2	167	0.732
	1100	0.3206	1.160	45.84	143.0	71.7	193	0.742
	1200	0.2939	1.175	48.52	165.1	75.9	220	0.751
	1500	0.2351	1.212	56.11	238.7	87.0	305	0.782

約319℃ (592K) の 空気の物性値

• ρ : 0.5965 (kg/m³)

• Cp: 1.052 (kJ/K/kg)

• λ : 45.0E-3 (W/m/K)

ヌセルト数 (伝熱工学資料))

第2章 対流熱伝達

51

b.強制対流層流熱伝達

i. 発達した領域における層流熱伝達率 発達した領域 における層流のヌセルト数 (Nu) と管摩擦係数 (f) を, 各種 の流路形状について,表1に示す。表中[T],[HT],[H] は加熱条件を示す記号である。すなわち,

[T]:壁温が流れ方向にも断面内周方向にも一定.

[H]:熱流東が流れ方向にも断面内周方向にも一定、(接続 していない面間では、熱流束の異なる場合を含む。 形状によっては、周方向の壁温分布は一定とはなら ない。)

表1 発達した管内層流の熱伝達率と摩擦係数



形状	境界条件				(+4 min	(fm)	[www]	fr v3v
	10.2	f · Re	16		伝熱壁	([T],	[HT],	[H])
С	[T]	17	3.66	mmm	断熱壁			
	[HT] [H]	Nu	4.36					

ラック外側の流動抵抗の評価について

ラック外側流れの密度差駆動力と流動抵抗による圧力損失(流れ図は図 別 1-13-4 参照) を以下のように求めた¹⁰。

- ① サポートプレート部の形状圧損を, サポートプレート開口部とラック部位の開口部の 面積を考慮した縮拡流より導出。
- ② 自然対流で前提とした軸流速が全て横流速として振る舞うと仮定し, ラックを円管に見立てた円管群の抗力係数を導出。
- ③ ラック外部の出入口温度差による駆動力に考慮する高さには, 伝熱面積を約半分とした有効伝熱面高さを適用して導出。

ラック外部の出入口温度差による駆動力に考慮する高さには,サポートプレート間距離を 適用して導出する。

サポートプレート開口部面積をAs,ラック部位の開口部面積をArと置いた時,開口比は As/Arと定義される。この開口比と、自然対流で前提とした軸流速から導出されるRe数の組み合わせから、縮拡流による形状圧損係数を求める。なお、この圧損係数は、流れの流入部と流出部のそれぞれに考慮する。

次に円管群の抗力係数は $CD=0.33\cdot Re^{-0.2}$ より算出し、また、円管摩擦はブラジウスの式 11 より算出する。これより、円管群の抗力係数と円管摩擦を足してラック部の圧損係数を求める。

その結果、流動抵抗 ζ は15(5刻み切り上げ:ラック外側代表流速基準)となり、これを 以下の式に代入して圧力損失を算出した。

$$\Delta P = \zeta \cdot \frac{1}{2} \rho v^2$$

流動抵抗による圧力損失は約 0.15Pa である。一方、密度差駆動力は有効伝熱面高さ Heff を用いて以下の式により算出した。

$$\Delta P(\rho) = \frac{\rho_{out} - \rho_{in}}{2} \cdot g \cdot H_{eff}$$

その結果、密度差駆動力は約0.67Paとなった。

以上より、密度差駆動力(約0.67Pa)が流動抵抗による圧力損失(約0.15Pa)を上回ることが分かり、ラック外側の自然対流が機能することが確認された。

¹⁰ ラック外側のフローパターンには不確定性があるが、図 別 1-13-4 に示すようにラック外周 から流入した空気の流路の長さが長くなるよう、キャンとキャンの間を横方向及び軸方向に流れ、流入した場所の反対側から流出することを仮定し、その分の圧力損失を大きめ(保守的)に評価 する。

¹¹ 層流条件よりも圧損係数が大きくなる乱流条件を考える。また、ラック外側の流れの Re 数に基づき円管の摩擦係数評価式はブラジウスの式を適用する。

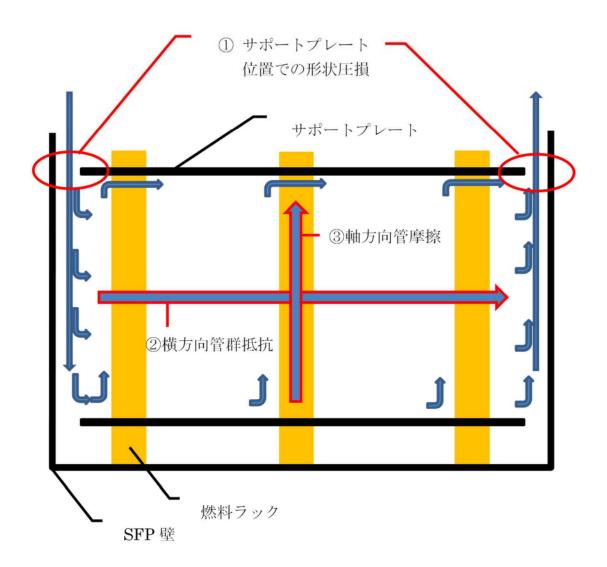


図 別 1-13-4 ラック外側で想定する流れ図

表 35 円管	一群の抗力係数
---------	---------

				適	用	範	囲
構	成	C _o の 定 義	曆	流	乱		流
			Re1 <100, 2	$\frac{S_T}{d_0} \frac{S_{L'}}{S_{L'}} = \frac{1.25}{\sim 1.50}$	100 <r<sub>e2<20 000</r<sub>		5 000< <i>R</i> _{e3} <40 000
苔	盤形	$C_D = \frac{1}{4} \frac{\Delta P_f}{\frac{1}{2} \rho V^2} \frac{1}{N_T}$	$C_D = \frac{70}{R_e}$	$\frac{0}{1} \left(\frac{d_0}{S_T}\right)^{1.6}$	$C_D = 0.33(R_{e2})^{-0.2}$	$C_D = (F_0)$ $\times \begin{bmatrix} 0.04 \end{bmatrix}$	$A + \frac{0.08(S_L/d_0)}{\left(\frac{S_T}{d_0} - 1\right)^{0.43 + (1.13d_0/SL)}}$
F	$S_T < S_{L'}$	$C_D = \frac{1}{4} \frac{\Delta P_f}{\frac{1}{2} \rho V^2} \frac{1}{N_T}$	$C_D = \frac{70}{R_e}$	$\frac{1}{1} \left(\frac{d_0}{S_T}\right)^{1.6}$			0.25 . 0.117 5
3	$S_T > S_L'$	$C_{D} = \frac{1}{4} \frac{\Delta P_{f}}{\frac{1}{2} \rho V^{2}} \frac{1}{N_{T} - 1}$	$C_D = \frac{70}{R_e}$	$\frac{1}{1} \left(\frac{d_0}{S_{L'}} \right)^{1.6}$	$C_D = 0.75(R_{e2})^{-0.2}$	$C_D = (R$	$(S_{e3})^{-0.16}$ $\left(0.25 + \frac{0.1175}{\left(\frac{S_T}{d_0} - 1\right)^{1.00}}\right)$

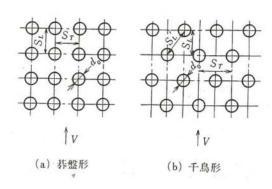


図 218 円管群の配列

ブラジウスの式 (伝熱工学資料)

ii. 圧力損失 $2\,000 < R_e < 10^5$ に対してブラジウスの 式⁽¹⁹⁾

$$\lambda = \frac{0.316 \, 4}{R_e^{1/4}} \tag{3.27}$$

 $R_e > 10^5$ に対して=クラッチェ (Nikuradse) の式⁽²⁰⁾ $\lambda = 0.003 \ 2 + 0.221 \ R_e^{-0.237}$ (3・28)

 $R_e{=}8 imes10^4$ までプラジウスの式とよく 一致 し、工業的によく利用される範囲 $R_e{<}1.5 imes10^5$ に対して成立する Hermann の式 $^{(21)}$

$$\lambda = 0.0054 + 0.396 R_e^{-0.3}$$
 (3 • 29)

 $10^5 < R_e < 10^7$ に対して十分正確な値を与えるプラントル・カルマン (Prandtl-Kármán) の式 $^{(22)}$

$$\frac{1}{\sqrt{\lambda}} = 2.0 \log_{10}(R_e \sqrt{\lambda}) - 0.8 = 2.0 \log_{10}\left(\frac{R_e \sqrt{\lambda}}{2.52}\right) (3 \cdot 30)$$

などがある. これらの式の値は、すべて図 $3 \cdot 12$ に示してある.

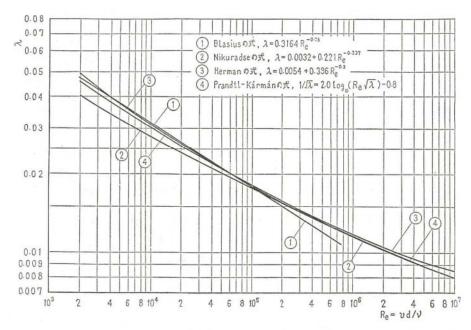


図 $3\cdot 12$ 管摩擦係数 λ とレイノルズ数 R_e との関係

添付7

泊1,2号炉のSFPへの補給又はスプレイを行う体制等について

1. 参集体制について

泊1,2号炉のSFP発災後の状況判断については泊1,2号炉中央制御室にいる運転員により判断可能であり、泊1,2号炉のSFPへの補給又はスプレイ操作については、泊3号炉の災害対策要員等とは別に、保安規定において泊1,2号炉発災時の要員参集体制を整備しており、事象発生12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能である。なお、発電所に近接した社員の居住地域(共和町宮丘地区)から発電所への参集に要する時間は約3時間と想定している。

2. 泊1,2号炉のSFPへの補給又はスプレイ操作について

泊1,2号炉のSFPが発災した場合には,海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車によるSFPへの補給又はスプレイを行うため,可搬型大型送水ポンプ車の設置,海水取水箇所への水中ポンプの設置,可搬型ホースの敷設等を行う。(SFPへのスプレイには可搬型スプレイノズルの設置も行う。)

泊1,2号炉の使用済燃料ピットへの補給又はスプレイに係る概略系統及びホース敷設ルート図を図 別1-13-5~7に示す。

泊3号炉における SFP への補給(注水)は、要員3名により作業を実施し、所要時間は約4時間と想定している。泊1,2号炉における SFP 発災に対し、要員の参集に要する時間を数時間、SFP への補給又はスプレイ作業に要する時間を各号炉それぞれ数時間と想定しても、事象発生の十数時間後までには泊1,2号炉 SFP への補給又はスプレイを実施できる。

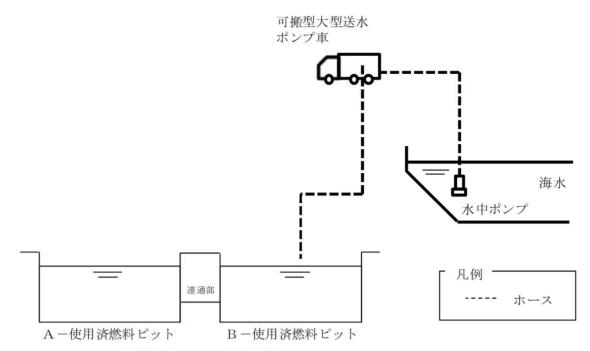


図 別 1-13-5 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による 泊 1,2 号炉 SFP への補給 概略系統

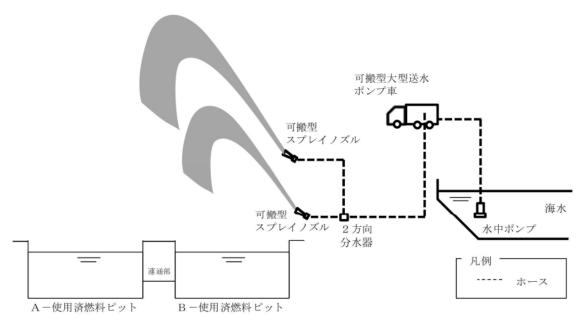


図 別 1-13-6 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズル による泊 1,2 号炉 SFP へのスプレイ 概略系統

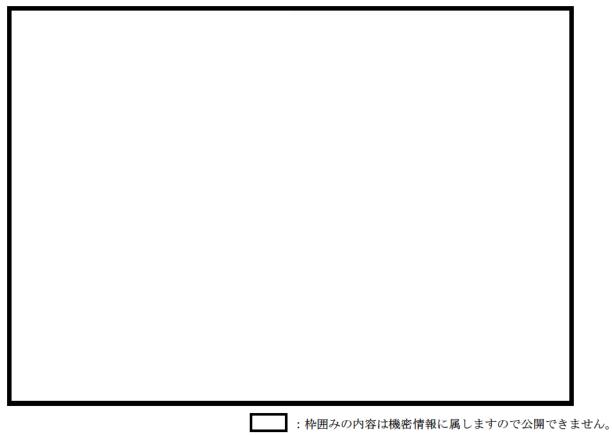


図 別 1-13-7 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による泊1,2号炉使用済燃料ピットへの補給又 はスプレイ ホース敷設ルート図

【参考】

泊3号炉における海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャ ート

					経過	過時間(時間)			
		1	1	2	5	3 4	1	5 I	6 I
手順の項目	要員(数)						4時間 :水開始 7		
海水を用いた可搬型大型送水ポンプ 車による使用済燃料ビットへの注水	災害対策要員	移動,ホースホース延長・			ホース延可搬型大ポンプ車	長・回収車に 型送水ポンプ 周辺のホース 箇所への水中	車の設置 敷設	r 設	

CFD 解析による泊2号炉 SFP 発災時の SFP 内空気温度について

泊2号炉 SFP の冷却水が全て喪失した場合を想定し、燃料集合体及び燃料ラック周囲の空気の自然循環による除熱を模擬した CFD 解析により、SFP 内の空気温度を評価した。

1. 評価条件

- ➤ 図 別 1-13-8 に示すとおり泊 2 号炉の SFP 及び SFP を内包する建屋(燃料取扱棟)全体を 3 次元でモデル化し、SFP 内と SFP 上部空間での空気の自然循環及び建屋開口部における外気の流入を考慮する。
- > SFP 内では,図 別 1-13-9 に示す泊 2 号炉 SFP の実燃料配置を模擬し,燃料の冷却期間に応じた発熱量を考慮する。
- ▶ 建屋開口部からの空気の流出入は自然流出入条件(建屋外側は大気圧条件)とする。
- ▶ 建屋の主要な放熱面は、天井及び側壁(建屋床面から高さ 2.2m まで)とする。
- ▶ 輻射伝熱は考慮しない。
- ▶ 外気の温度は、35℃とする11。
- ▶ 解析コードは汎用熱流動解析コード Fluent ver. 14.5 を使用する。

2. 評価結果

上記条件で建屋内の温度分布を評価した結果を図 別 1-13-10 に示す。燃料ラック出入口での空気 温度上昇は約 320℃となった。

建屋内の空気の流況については、建屋開口部から流入した外気は建屋の床付近を流れ SFP へ流入し、 SFP 底部に到達した時点の空気温度 Tin は約 80℃であった。この空気が燃料により温度上昇し、燃料 ラック頂部における空気の最高温度は約 400℃となる。

CFD の評価では上記の結果となったが、建屋開口部から流入する空気と SFP 内で温度上昇した空気の 混合状況により Tin は不確かさが大きいパラメータであることから、簡易評価においては建屋床面に おける SFP 周辺部の雰囲気温度の最高値(約 120℃)に保守性を持たせ Tin を 130℃に設定した。

また,燃料ラック内外の空気の流況,ラック壁の内側から外側への熱の伝達状況等についても,簡 易評価のモデルが概ね妥当であることを示すものであった。

¹¹ 泊発電所最寄の気象観測所 (寿都) の日最高気温 34.0℃より設定

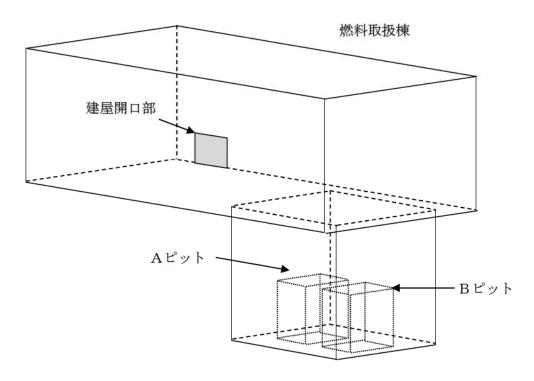


図 別1-13-8 評価モデルの概要図

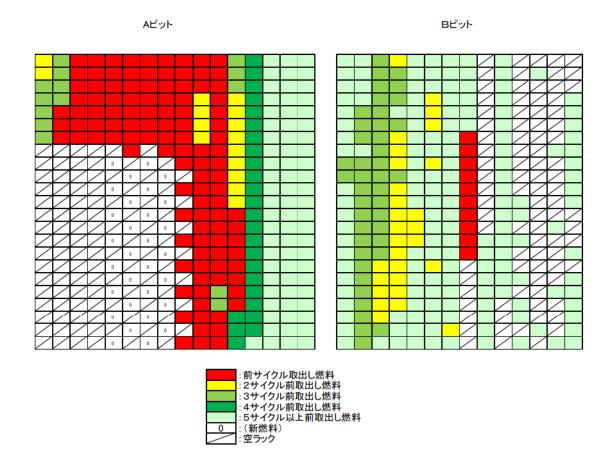
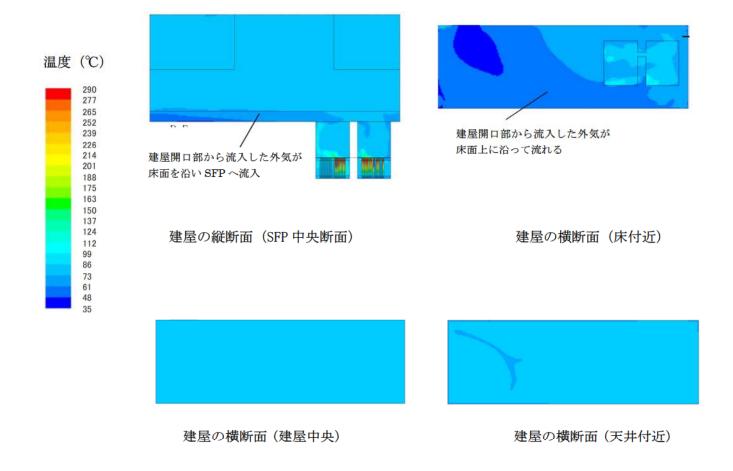
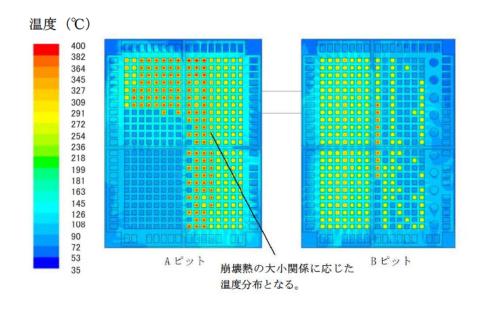


図 別 1-13-9 泊 2 号炉 SFP の燃料貯蔵状況 (H28.1.1 時点)





ピット内の横断面(上部サポート板部)

図 別1-13-10 CFD解析による建屋内空気温度の評価結果

14. 緊急時対策所内の要員及び必要スペースについて

重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある最大要員数として、プルーム通過前においては、指揮所で57名、待機所で24名の合計81名が留まることとなり、この要員数に必要なスペース81席(指揮所57席、待機所24席)、指揮所および待機所に留まる1/3程度の要員の仮眠スペース27席を確保する。

また、プルーム通過中においては、指揮所で37名、待機所で46名の合計83名が留まることとなり、この要員数に必要なスペース83席(指揮所37席、待機所46席)、指揮所および待機所に留まる1/3程度の要員の仮眠スペース29席(指揮所13席、待機所16席)を確保する。

次に、重大事故等対応時の要員の動きを踏まえた必要スペースを示し、上記のスペース (座席数、床数) を満足していることを示す。(図 別 1-12-1)

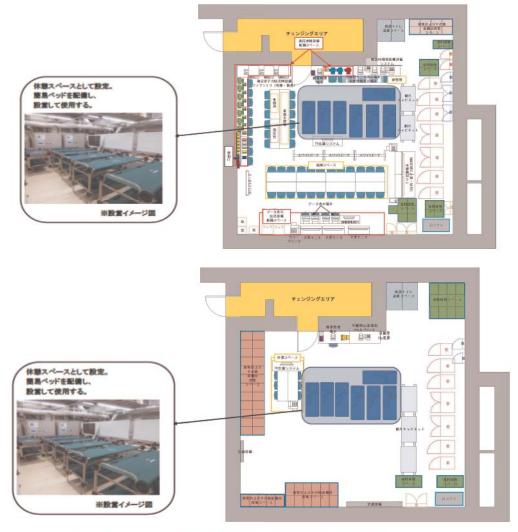


図 別1-12-1 緊急時対策所 指揮所及び待機所 スペース

以上より、緊急時対策所の本部、仮眠等の各スペースを活用することで、本部対応、現場対応等それ ぞれの活動を阻害することなく実施できる。

15. 緊急体制について

泊発電所原子力事業者防災業務計画では,原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に,事故原因の除去,原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための防災体制を次表のとおり区分している。

防災体制の区分 発生事象の情勢 警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発 原子力防災準備体制 生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する 事象であると判断したとき 原子力応急事態体制 施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す 原子力防災体 事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に 該当する事象であると判断したとき 原子力緊急事態体制 全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象 が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当 する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が 制 原子力緊急事態宣言を発出したとき

表 別1-15-1 防災体制の区分

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月より抜粋)

表 別1-15-2 警戒事象発生の連絡基準 (1/2)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(1/2)より抜粋)

連 絡 基 準 (警戒事象に該当する事象)

原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11)

原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。

原子炉冷却材の漏えい(AL21)

原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に 定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷 却材の漏えいが発生すること。

蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン 動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。

非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ(AL25)

非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が1 5分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。

停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30)

使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。

単一障壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42

燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同 じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)

泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。

重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)

重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。

表 別1-15-2 警戒事象発生の連絡基準 (2/2)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表 2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(1/2)より抜粋)

連 絡 基 準 (警戒事象に該当する事象)

外的事象による影響 (地震)

泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。

外的事象による影響(津波)

泊村沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合。

重要な故障等(オンサイト統括判断)

オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。

外的事象による影響(設計基準超過)

泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む。)。

外的事象による影響(委員長判断)

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

表 別1-15-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準(1/3)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(1/3)より抜粋)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)

原災法第 1 1 条第 1 項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について 1 時間当たり 5 μ Sv を検出したとき。

- ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり $5~\mu$ Sv 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。
- ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 μ Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。

通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)

排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり $5~\mu$ Sv に相当)以上の放射性物質を 1~0 分間以上継続して検出したとき。

通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)

放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり 5 μ Sv に相当)以上の放射性物質を 1 0 分間以上継続して検出したとき。

火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE04)

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる 放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、1時間当たり 5 0 μ Sv 以上の放射線量を 1 0 分間以上継続して検出したとき。

<u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出(SE05)</u>

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の 5 0 倍 (1 時間当たり 5 μ Sv に相当) 以上の放射性物質を検出したとき。

施設内 (原子炉外)臨界事故のおそれ (SE06)

原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。

原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、 非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものの いずれかによる注水が直ちにできないこと。

蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

表 別1-15-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準(2/3)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(2/3)より抜粋)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

非常用交流高圧母線の30分間以上喪失(SE25)

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。

直流電源の部分喪失(SE27)

非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。

停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(SE30)

使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合 において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(SE42)

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の 障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障 壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)

炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を 使用すること。

表 別1-15-3 原災法第10条第1項に基づく通報基準(3/3)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(3/3)より抜粋)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、 又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の 状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

所内外通信連絡機能の全て喪失 (SE52)

泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53)

火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。

※ 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。

防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生(SE55)

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

事業所外運搬での放射線量率の上昇 (XSE61)

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若し くは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)。

事業所外運搬での放射性物質漏えい(XSE62)

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若 しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器 (L型、IP・1型を除く。) からの放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)。

表 別1-15-4 原災法第15条第1項に基づく通報基準 (1/2)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(1/2)より抜粋)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)

敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)

原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり5 μ Sv を検出するか又は一地点について1時間当たり5 μ Sv を10分間以上継続して検出したとき。

・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり 5μ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。

通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02)

排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり 5 μ Sv に相当)以上の放射性物質を 1 0 分間以上継続して検出したとき。

通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)

放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり 5 μ Sv に相当)以上の放射性物質を 1 0 分間以上継続して検出したとき。

火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE04)

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる 放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、1時間当たり5mSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。

火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05)

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる 放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の 5 0 倍に 1 0 0 を乗じた濃度(1 時間当たり 5 0 0 μ Sv に相当)以上の放射性物質を検出したとき。

施設内(原子炉外)での臨界事故(GE06)

原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) にあるとき。

全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11)

原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能(GE21)

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能(GE24)

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及び これと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

表 別1-15-4 原災法第15条第1項に基づく通報基準(2/2)

(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月

別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(2/2)より抜粋)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)

非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 (GE 25)

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。

全直流電源の5分間以上喪失(GE27)

全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。

炉心損傷の検出(GE28)

炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。

停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)

蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク(1、2号機)/燃料取替用水ピット(3号機)からの注水ができないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE30)

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該 水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

格納容器圧力の異常上昇(GE41)

原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(GE 4 2)

燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温 停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合におい て、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置 の全ての機能が喪失すること。

住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55)

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な 水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があ る事象が発生すること。

事業所外運搬での放射線量率の異常上昇(XGE61)

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若し くは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器から 1 m離れた地点で 1 0 mSv/h 以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい(XGE62)

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若 しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器 (IP型を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量 (A2値)の放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

16. 設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針について

緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条(外部からの衝撃による損傷の防止)への適合方針は、表別1-16-1「各事象に対する緊急時対策所の設計方針について」のとおりである。

表 別 1-16-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について

衣 別 1-10-1 合争家に刈り 公案忌吁刈泉別の設計方針について					
事象		各事象に対する設計方針等			
	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、緊急時対策所が洪水による被害を受			
		けることはない。			
	風 (台風)	緊急時対策所に対する風荷重は、建築基準法に基づき、その地方における過去の			
		台風の記録に基づく風害の程度その他風の性状に応じて定められた基準風速及び			
		施設の周辺状況を基に算出した速度圧と、施設の形状に応じた風力係数より設定			
		した設計基準風速(36m/s, 地上高 10m, 10 分間平均)の風(台風)が発生した場			
		合においても、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。			
	竜巻	竜巻により損傷する場合を考慮し、代替設備により必要な機能を確保する、又は			
		安全上支障のない期間に修復する等の対応を行うことにより、安全機能を損なう			
		ことのない設計とする。			
	凍結	緊急時対策所等は、設計基準温度(-19℃)の低温が発生した場合においても、			
		緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。			
	降水	緊急時対策所等は,降水量に対して構内排水路による排水等を行い,緊急時対対			
		策所等の機能を損なわない設計とする。			
	積雪	緊急時対策所は,設計基準積雪量(150cm)の積雪が発生した場合においても,緊			
自自		急時対策所の機能を損なわない設計とする。			
	落雷	緊急時対策所周辺建屋等へ避雷設備を設置するとともに、構内接地網と連接し、			
然		接地抵抗の低減等を行うことにより、緊急時対策所の機能を損なわない設計とす			
事		る。			
象	地滑り	泊発電所周辺におい急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている箇所及び地質調査結			
		果から確認された地滑り地形に対して、緊急時対策所周辺には地滑り地形の存在			
		は認められないため、緊急時対策所の機能を喪失するような地滑りが生じること			
		はない。			
火山の影響 降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替		降下火砕物による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確			
		保すること、又は安全上支障が生じない期間に除灰または修復等の対応を行うこ			
		とにより、安全機能を損なうことのない設計とする。			
	生物学的事象				
		することで、緊急時対策所の機能が喪失しない設計とする。			
また、小動物の侵入につ		また,小動物の侵入については,建屋貫通部及び屋外設置の端子箱貫通部等にシ			
		ールを行うことにより、防止する設計とする。			
	森林火災	過去 10 年間の気象条件を調査し,発電所から直線距離で 10km の間に発火点を設			
		定し,森林火災シミュレーション (FARSITE) を用いて影響評価を実施し,必要と			
		される防火帯幅 20m~46m の防火帯幅を確保すること等により, 緊急時対策所の機			
		能を損なわない設計とする。			
	高潮	緊急時対策所は T.P.39mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計			
		とする。			

表 別 1-16-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について (続き)

事象		各事象に対する設計方針等			
	飛来物	発電用原子炉施設への航空機の落下確率は、旧原子力安全・保安院が平成 14 年 7			
	(航空機落下	月30日付けで定め、平成21年6月30日付けで改正した「実用発電用原子炉施設			
	等)	への航空機落下確率の評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号)に基づき			
		評価した結果、約 2.5×10^{-8} 回/ $炉$ ・年であり、防護設計の要否を判断する基準で			
		ある 10-7回/炉・年を超えない。したがって、航空機落下による機械的荷重を考慮			
		する必要はない。			
	ダムの崩壊	泊発電所周辺地域におけるダムとしては、泊発電所敷地境界から東約 8km の地点に			
		共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が			
		分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。			
	爆発 発電所敷地外 10km 以内の範囲において,爆発により緊急時対策所				
		すような石油コンビナート施設はないため、爆発による影響については考慮する必			
		要はない。			
		また、発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の産業			
		施設を調査した結果、発電所周辺において高圧ガス施設等の産業施設があるが、そ			
		の危険物貯蔵等量から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。			
		10km 以内に存在する産業施設の爆発の影響については,必要となる離隔距離を確			
		保することで、緊急時対策所の機能を損なうことのない設計とする。			
,	近隣工場等の	発電所敷地外 10km 以内の範囲において、石油コンビナート等、火災により原子炉			
人	火災	施設の安全性を損なうような施設はないことから,近隣工場の火災を考慮する必要			
為はない。					
発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時, 航空機		発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時, 航空機墜落に伴う火災発生時の			
		輻射熱による外部火災防護施設の建屋表面温度等が許容温度以下とすることによ			
象		り緊急時対策所の機能を損なわない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タ			
		ンクの火災及び航空機墜落による火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対し			
		て、外気を取り込む空調系統、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気を取り			
		込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで緊急時対			
	11	策所の機能を損なうことのない設計とする。			
	有毒ガス	有毒ガスの漏えいについては固定施設(石油コンビナート施設等)と可動施設(陸			
		上輸送,海上輸送)からの流出が考えられる。			
		発電所周辺には周辺監視区域が設定されているため,発電用原子炉施設との近隣の			
		施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから, 有毒ガスの漏えい			
		を想定した場合でも,有毒ガスの発電所への影響はない。また,発電所周辺の主要			
航路を移動中の可動施設から有毒ガスの流		航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に, 離隔距離			
		が確保されていることから,有毒ガスの発電所への影響はない。			
	船舶の衝突	船舶の衝突に対し、緊急時対策所が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を			
		考慮する必要はない。また,緊急時対策所には,海水取水を必要としない設備とす			
		ることで、緊急時対策所の機能を損なわない設計とする。			
	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保			
		すること,又は安全上支障が生じない期間に修理等の対応を行うことにより,安全			
		機能を損なうことのない設計とする。			

泊発電所3号炉

技術的能力説明資料 緊急時対策所

34条 緊急時対策所

【追加要求事項】

34条 緊急時対策所 (技術基準 46条 緊急時対策所)

工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊</u>急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。

(技術基準)

1 第46条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。さらに、酸素濃度計を施設しなければならない。酸素濃度計は、設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障がない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。

緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設ける

異常等に対処するために必要な指示を行うための要員等を 収容できる 緊急時対策所

事故状態等を正確にかつ速やかに把握する

情報収集設備

発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電 所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて 連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施 設する

通信連絡設備

設計基準事故時において、外気から緊急時対策所への空気の 取り込みを,一時的に停止した場合に,事故対策のための活 動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障 がない範囲にあることを把握する

酸素濃度· 二酸化炭素濃度計

技術的能力に係る運用対策等(設計基準)

【34条 緊急時対策所】

対象項目	区分	運用対策等
緊急時対策所	運用・手順	
	体制	-
	保守·点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、適切に保守管
		理,点検を実施するとともに,必要に応じ補修を行う
	教育・訓練	・保守管理に関する教育を実施する
情報収集設備	運用・手順	・情報収集時の運用・手順
・データ収集計算機 ・ERSS 伝送サーバ	体制	_
・データ表示端末	保守・点検	・設備の日常点検、定期点検、故障時の補修
	教育・訓練	・情報収集に関する教育・訓練
		・補修に関する教育・訓練
通信連絡設備 ・衛星電話設備 ・衛星携帯電話設備	運用・手順	
電力保安通信用電話設備	Adm Hall	
・トランシーバ・インターフォン	体制	
・無線連絡設備 ・運転指令設備		
・テレビ会議システム(指揮所・ 待機所間)	保守・点検	35 条通信連絡設備にて整理する
・テレビ会議システム(社内) ・加入電話設備		
・専用電話設備	教育・訓練	
・統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備		
酸素濃度・	運用・手順	・濃度測定開始の判断、頻度、濃度低下(上昇)時の運用・対応
二酸化炭素濃度計		手順
	体制	_
	保守・点検	・定期点検、故障時の補修
	教育・訓練	・運用・対応に関する教育・訓練